

森林認証評価ガイドを国レベルで適用した
インドネシアにおける森林認証制度の信頼性評価

仮訳：WWF ジャパン

原典：Alexander Hinrichs & Agung Prasetyo (2007), FOREST CERTIFICATION
CREDIBILITY ASSESSMENT IN INDONESIA APPLYING THE FOREST
CERTIFICATION ASSESSMENT GUIDE ON NATIONAL LEVEL

目次

- 第1章 背景
 - 第2章 インドネシアで実施されている認証制度の全般的な概観
 - 第3章 LEI と FSC の FCAG による分析と結果の比較
 - 3.1 認証、認定、基準設定のための国際的な枠組みの遵守（基準1）
 - 3.2 森林管理における経済、環境、公正さの各側面がよく調和し、世界的に適用できる原則との両立、及び GFA の要求事項の遵守（基準2）
 - 3.3 制度管理及び基準設定における、すべての主要な利害関係者グループによる実質的かつ公平な参加（基準3）
 - 3.4 不必要な貿易障壁の回避（基準4）
 - 3.5 地域の状態に即した目的と検証可能なパフォーマンス基準（基準5）
 - 3.6 認証の決定は、既得権益を有する団体間の利害対立とは無関係である（基準6）
 - 3.7 意思決定の透明性及び公表（基準7）
 - 3.8 森林管理の実行及び生産・加工・流通各段階について、信頼性と独立性を備えた審査（基準8）
 - 3.9 森林管理の継続的改善の実現（基準9）
 - 3.10 すべての団体に開かれ、かつ費用効果的である（基準10）
 - 3.11 自発的な参加（基準11）
 - 第4章 LEI と FSC により実施される認証プロセスの比較
 - 第5章 結論
 - 第6章 参考文献
 - 6.1 LEI 文書一覧
 - 6.2 他の参考文献
- 付録
- 付録1: インタビューを行った人物の一覧
 - 付録2: 森林認証評価ガイドに基づく LEI 認証制度の評価
 - 付録3: 森林認証評価ガイドに基づくインドネシア国内レベルにおける FSC 認証制度の評価

省略形

AHP	階層分析法
BSN	インドネシア国家標準局
CBFM	コミュニティーによる森林管理／住民参加型森林管理
CBO	投票権を有する会員による総会で最高意思決定を行う機関
CoC	生産・加工・流通各段階の管理
DPS	認証再調査審議会
FCAG	森林認証評価ガイド
FMU	森林管理区画
FSC	森林管理協議会
FKD	地域協議フォーラム Regional Consultation Forums
IAF	国際認定機関フォーラム
ILO	国際労働機関
IEC	国際電気標準会議
ISEAL	国際社会環境認定表示連合
ISO	国際標準化機構
JCP	相互承認に向けた取組実施協定
KAN	国家認定委員会
LEI	インドネシア・エコラベル協会
MAL	PT. Mutu Agung Lestari（認証機関名）
PEFC	PEFC 森林認証プログラム (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)
QACC	認証の枠組み・制度の包括性を評価する調査表
RKPH	20年間の森林管理計画
RKT	木材林産物利用事業年次作業計画
RKL	環境管理計画
WWF	世界自然保護基金

第1章 背景

世界自然保護基金 *World Wide Fund for Nature* (以下 WWF と記す) と世界銀行による世界森林協議会 *Global Forest Alliance* (以下 GFA と記す) は 1997 年、2 億 ha の生産林を、独自に認証された持続可能な森林管理下におくという目標を設定した。しかし、現在までに、森林認証システムは非常に多様化しており、WWF/世界銀行の両機関の理念と要求を満たすためには、異なる森林認証システムを比較評価する体系的な枠組みが必要となった。そこで GFA は、このような比較評価のための体系的な枠組みとして、森林認証評価ガイド *Forest Certification Assessment Guide* (以下 FCAG と記す) を発表した¹。

この FCAG では、2003 年に同様の目的のために開発された認証の枠組み・制度の包括性を評価する調査表 *Questionnaire for Assessing the Comprehensiveness of Certification Schemes* (以下 QACC と記す)² と呼ばれる調査法を採用している。これまでの 3 年間、QACC は幅広い論議とともに、独立した機関の元で欧州の多数の国において実地試験が行われている。この議論と実地試験から明らかになった意見や教訓をもとに、GFA の調査団は QACC を簡素化し包括的なものへと再設計した。つまり両機関が標榜する持続可能な森林管理についての考え方と同様に、QACC を森林認証と機関認定のための国際的な枠組みに近いものとした。評価ガイドとして機能するよう開発されたこの FCAG は 11 の評価分野で構築されている。

- 国際的な規範と基準の遵守
- 基準と基準設定のプロセス
- 認証と認定の手続の適合性

インドネシアにおける FCAG による評価は、国レベルでこの指針を使用する初めての機会だった。評価を行うコンサルタントたちには、以下のような委託を行った。

- インドネシアで実施されている森林認証の枠組み/基準の質を評価する
- より効果的に森林管理に改善をもたらす、市場や利害関係者に制度への認識を高めるような認証の枠組みを確認する

インドネシアには、自発的な森林認証の実行について長い歴史がある。最初の認証審査は森林管理協議会 *Forest Stewardship Council* (以下 FSC と記す) やインドネシア・エコラベル協会 (以下 LEI と記す) が設立される以前に *Rainforest Alliance* がすでに行っていた。今日まで、100 万 ha の森林が認証されている。インドネシアで使われている 2 つの認証制度は以下のとおり。

- LEI が創設した国内認証制度
- 主に *Rainforest Alliance (SmartWood Programme)* と *SGS Forestry (Qualifor Programme)* が実施している、FSC 認証制度のインドネシア国内での適用³。

コンサルタントたちは、FCAG を用いてこれら 2 つの認証制度を分析した。彼らはデスクワークの他、多数の機関と、インドネシアの認証専門家達にインタビューを行った。対象機関には LEI、

¹ WWF/World Bank Global Forest Alliance (2006) WWF/世界銀行・GFA : 森林認証評価ガイド : 信頼性の高い森林認証システムとスキームを評価するための枠組み。 <http://assets.panda.org/downloads/fcagfinal.pdf> を参照のこと

² WWF/World Bank Global Forest Alliance (2003)

³ もう一つの FSC 認定認証機関である *Soil Association* (ウッドマーク・プログラム *Woodmark Programme*) は、熱帯林トラスト *Tropical Forest Trust (TFT)* と提携しながら、インドネシアでの認証を開始する予定である。

FSC と、インドネシアで活動をしている LEI と FSC によって認定された認証機関の他、国内の認証専門家も含まれている。(付録 1: インタビューを行った人物のリスト)

評価は両方の認証制度について一般に入手可能な資料と、国際的指針を使用して進められている。最初に、FCAG を LEI 認証に適用した (付録 2)。LEI は国際社会環境認定表示連合 (以下 ISEAL と記す) または国際認定機関フォーラム *International Accreditation Forum* (以下 IAF と記す)⁴ の加盟メンバーではないため、国際標準化機構 *International Standard Organization* (以下 ISO と記す) / 国際電気標準会議 *International Electrotechnical Commission* (以下 IEC と記す) の指針 65 と ISO の指針 14020 への適合性の調査を追加で行った。

次に、FCAG に基づいて FSC 認証を評価した (付録 3)。分析は、インドネシアについて行い (国レベルの FCAG の適用)、国際レベル⁵では、最近 FSC と PEFC 森林認証プログラムに指針適用を行った最近の報告において、FSC について全般的に取りまとめられたすべての項目について参照した。

それぞれの分析と FCAG の適用結果の比較について、主な結論を第 3 章に記した。この分析では、2 つの認証制度間の重大な違いは「認証手続きの多様性の問題」、すなわち FCAG の現行版では十分に扱われていない側面にあった。そのため、認証方法 (依頼者の申請から認証の中止まで) について追加で比較評価を行った。その結果は第 4 章に記した。第 5 章では、いくつかの全般的な結論を示した。

評価には、インドネシアで認証機関が行っている現場での活動や水準といった側面は含めなかったが、それは FCAG に要求されていなかったためである。しかし、インタビューで得られた若干の事実から、現場での実施に関わる知見はいくつか収集され、関連のある章の中で『実施に関するコメント』として紹介されている。

この分析は、インドネシアとドイツにおいて、2006 年 7 月から 10 月にかけて実施された。初期の結果は、インドネシアのボゴールにて 10 月 9 日に WWF へ報告された。報告書の草案は確認を受けるため、2006 年 10 月 31 日に、WWF、LEI、FSC へ送られた (確認の締切りは、2007 年 1 月 10 日に延期された)。最終版は、これらすべての機関から寄せられた所見を反映している。

⁴ ISEAL は、国際的な基準設定と社会および環境問題に着目した適合性の評価機関と正式な協力関係にある。IAF は適合性評価認定団体 *Conformity Assessment Accreditation Bodies* の世界的な協会である。

⁵ Walter (2005) この包括的な評価は、国際レベルにおける PEFC と FSC 制度について調査した。そして地域/国レベルで評価するために追加的に必要な基準を指摘している。

第2章 インドネシアで実施されている認証制度の全般的な概観

二つの認証制度の重要な要素を表1に示した。LEIとFSCはともに認証制度を運営する機関であり、非営利会員組織である。これらはそれぞれ、国内と国際の各レベルの責任ある森林管理を促進している。しかし、実施範囲や規模はかなり異なっている。

FSCとLEIは1998年から協力関係にあり、2つの組織により署名された覚え書きにより、1998年から協力関係にあることが明記されている。さらに、各々傘下の認証機関が3つの共同認証プロトコル *Joint Certification Protocol* (以下JCPと記す)に署名した⁶。

表 1: FSC と LEI 森林認証制度の主要要素

要素	森林管理協議会 (FSC)	インドネシア エコラベリング協会 (LEI)
範囲	・世界 (現在 82 カ国で活動中)	・インドネシア国内のみ
設立	・1994	・LEI のワーキンググループ活動は 1993 ・LEI の設立(Yayasan LEI)は 1998
任務	・FSC 認証制度を国際的に実施する認証機関を認定する国際的な認定機関 ・標準化された改良プロセスによる、国及び地域レベルのシステム/基準の開発(国及び地域の森林管理基準を認定するためのFSCプロセス)	・インドネシアでLEIを実施する認証機関を認定する国の認定機関 ・システム/基準の開発 (インドネシアの状況に適合) ・システム開発段階の1998年までは認証機関として、1998年から2000年の間は、認定機関及び国レベルの認証機関となった。
使命	・FSCは環境保全の点から見て適切で、社会的な利益にかない、経済的にも持続可能な森林管理を世界の森林に促進することを目指す。	・天然資源管理に関する、信頼性の高いエコラベル認証制度及び監視システムを開発する ・持続可能で公正な天然資源管理の理念を促進・支援する。 ・構成要素に先住民を含めた天然資源管理のモデル化と実践を促進・支援する。

⁶ 協力関係は、ローマで開催された LEI CB's (認証機関) Board of Trustees と FSC の会合で始められた(LEI 1998)。それから、いくつかの覚え書きが署名されたが、最近では 2005 年 12 月に行われている(LEI/FSC 2005)。インドネシアで活動している LEI と FSC の認証機関は、持続可能な森林管理 (天然林) 認証について共同の手法を規定する 3 つの共同プロトコルに署名した(LEI/FSC 2000; LEI/FSC 2001; LEI/FSC 2003)。JCP は 2005 年 12 月に終了した。

組織のタイプ	<ul style="list-style-type: none"> • FSC は国際非営利機関であり、議決権を有する正会員による総会で最高意思決定を行う機関 <i>Constituent Based Organization</i> (以下 CBO と記す) で、647 の会員からなり、3 つの議決機関で構成されている 	<ul style="list-style-type: none"> • LEI は独立したワーキンググループとして設立され、独立した国営財団へと発展した • 2004 年 10 月より、LEI は 142 の会員で、4 つの議決機関で構成される国内 CBO である
認証団体の数	<ul style="list-style-type: none"> • 当初、16 の認証機関が森林管理認証 <i>Forest Management</i> (以下 FM 認証と記す) 及び生産・加工・流通各段階の管理認証 <i>Chain of Custody</i> (以下 CoC 認証と記す) の認定を受けた。 • 現在、8 の認証機関が FM 認証及び CoC 認証の認証機関としての認定を受けている最中である。 	<ul style="list-style-type: none"> • 1997 年、4 つの認証機関が LEI より暫定的な認定を受けた。しかしその後、SGS インドネシアは LEI の認定を辞退した • 他の 3 つの認証機関 (PT. Mutu Agung Kestari (以下 MAL と記す); PT. TÜV Rheinland (以下 TÜV と記す) and Pt. Sucofindo (以下 Sucofindo と記す)) は現在、LEI の FM 認証及び CoC 認証の認定を受けている最中である
持続可能な森林管理認証の基準	<ul style="list-style-type: none"> • 持続可能な森林管理の一般的な原則と規準。それはさらに国/地域レベルで認定されたナショナルイニシアチブによって改良される。 • FSC の国内基準が開発・承認されるまでは、認証機関は暫定基準 (原則と規準、追加の指標) を用いた活動を、当面認められている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 異なるタイプの森林/森林管理のための 3 つの持続可能な森林管理基準 (基準、指標、検証) <ul style="list-style-type: none"> • 持続可能な森林管理 (天然林) • 持続可能な森林管理 (植林) • コミュニティによる森林管理 (以下 CBFM と記す)
2006 年 9 月までの認証数	<ul style="list-style-type: none"> • 世界 74 カ国において 854 の FM 認証 • 73 カ国において、4,945 の CoC 認証⁷ • インドネシアでは、 <ul style="list-style-type: none"> * 5 つの FM 認証 (SLIMF の概念を適用したコミュニティ森林管理エリアが 1 箇所ある。) * 31 の CoC 認証 	<ul style="list-style-type: none"> • FM 認証では、 <ul style="list-style-type: none"> * 5 つの天然林エリア (4 つは FSC の FM/CoC 認証を受けている) * 1 つの植林エリア * 2 つの CBFM エリア • 1 つの CoC 認証

⁷http://www.fsc.org/keepout/en/content_areas/92/1/files/ABU_REP_70_2006_09_29_FSC_COC_Certificates_by_Continents.pdf
http://www.fsc.org/keepout/en/content_areas/92/1/files/ABU_REP_70_2006_09_29_FSC_Forest_Management_Certificates_by_Continents.pdf

第3章 LEI と FSC の FCAG による分析と結果の比較

付録2、3、4はLEIおよびFSC認証制度について、FCAGによる評価結果をそれぞれ示している。以下では、主要な結果について基準レベルで焦点をあて、それぞれの認証制度についての所見と比較が述べられている。

3.1 認証、認定、基準設定のための国際的な枠組みの遵守（基準1）

LEIは国際的な認定にかかる団体の一員ではないが、そのシステムは国際的な枠組みや基準を十分に参照したものとなっている（たとえば、ISO、国際労働機関 *International Labour Organization*（以下ILOと記す）、国際熱帯木材機関、FSC、インドネシア国家標準局 *National Standard Body/ Badan Standarisasi Nasional*（以下BSNと記す））。BSNはISOの一員であり、LEIの天然林基準を承認している。LEIの認定プログラム（特に最近発表されたマニュアル11）では、ISO/IECの指針61を基礎としたBSNの指針3を参照している。さらに、ISO/IECの指針62も参照している⁸。LEIの全ての認証機関は認定を受けるため、LEIの新たな認定マニュアル（マニュアル11）を遵守することを2007年1月以降義務づけられた。従って、現在の文書化、公共に対する透明性、内部監査などに関する不十分な点は、将来解消しなければならない。

認証の構成や実施に関するISO/IEC指針61による詳細な分析が行われ、LEIはほとんどすべての要求事項を満たしていることが明らかになった。唯一、認証の構成や認証基準/制度に重大な変更があった場合、監査が行われるまで製品の認証を延期するよう要求していないことが不十分な点である。

FSC制度を分析した結果、国際的に実施されているモニタリングの枠組みがよく取り入れられていることが確認された。認定や基準策定プロセスに関しては、ISEALによりISO/IEC17011基準とISEALの「社会・環境基準設定のため望ましい実践規範」のそれぞれに準拠したモニタリングの枠組みを提供している。

FSCの認定プログラムは、ISO/IEC指針65とFSCが設定した追加条件に従い、認証機関を認定している。

比較

LEIとFSCは、国際的な要求事項に対応する認定と基準設定の手続きを行っている。しかし、FSCだけが国際的なモニタリング手法を取り入れている。これは、LEIが関係するほとんどすべての条件を満たしているにもかかわらず、LEIの認定プログラムが、いかなる国際組織、国内の認定団体と提携していないためである。

⁸ ISOは認証制度の発展を助けるためのいくつかの指針を出版している。それらは、基準の開発と使用（指針59）、認証機関と認証（指針62、65、66）、認定（指針17011、最近ISO/IEC指針58、指針61、ISO/IEC/TR17010に取って代わった）についての指導を提供している。

3.2 森林管理における経済、環境、公正さの各側面がよく調和し、世界的に適用できる原則との両立、及びGFAの要求事項の遵守（基準2）

LEI基準5000のすべての指標は、木材生産量や環境、社会機能の持続性を含めた持続可能な森林管理の枠組みを考慮して開発された。LEIの環境指標では、例えば絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）など国際的な協定に基づく要求事項は、明白に述べられていないものの、十分に考慮されている。社会的側面では、極めて重要な課題である地域コミュニティの権限の強化、伝統的な権利の尊重、公平な利用、現地/現住の住民や労働者の権利などがLEIに組み込まれている。

LEIは、保護区外の森林管理に関するWWFの方針を満たしている。この認証システムは、森林管理区画 *Forest Management Unit*（以下FMUと記す）をベースとする考え方を適用している。そのため、GFAが求めている「危機に瀕した自然生息域」の景観レベルでの保全は、FMUの外側では考慮されていない。転換される森林のタイプや植林への転換許可を受けるプロセスに関し、LEIの植林基準の中で重要な点が明確にされていないため、GFAの要求事項は十分に満たされていない⁹。しばしばGFAとLEIで使用されている専門用語の不一致が生じている。

FSCが採用している国際的な枠組みは、GFAの基準2で要求される項目の大部分を含んでいる。保護林に関する点で用語の不一致が確認される。GFAが「危機に瀕した森林地域」と「危機に瀕した自然生息域」という用語を使用する一方、FSCとWWFの基準は、保護価値の高い森林 *High Conservation Value Forests*（以下HCVFと記す。）という概念に基づいている。評価対象となる森林の外にある「危機に瀕した自然生息域」の保全については、HCVFに関するFSC原則のもとでは明白な対象として扱われていないため、GFAの要求を満たしていないと判断された。

比較

両認証制度は、基準の内容においてGFAの基準の大部分を反映している。これらは関連するすべての国内法、国際法や規制を十分遵守することを基本としている。FSCとLEI間の不一致は、基準の区分にある（LEIは異なる森林/管理単位のタイプに3つの基準を設定しているのに対して、FSCが1つの基準ですべての森林タイプを扱っている）。

GFAの要求事項と分析された認証基準の主な相違点は：

- ・ 「危機に瀕した天然生息域」という概念は、両認証制度ともに十分反映されていない
- ・ LEIは森林の転換に関し、GFAの要求事項を十分に満たしていない。それは、森林転換についての決定は、政府の「領域」であり、FMUの権限と認証基準の守備範囲を超えるものとして考えているためである。
- ・ GFA・FSC・LEI各々の用語が一致しない事が多い。（特にLEIについて）

⁹ LEIは、この側面に関しては「政府の所管」とし、評価対象となっているFMUの問題ではないと考えており、インドネシアの法が、保護のために制限するエリアの明白な基準を含んでいることを指摘している。そうであったとしても、この点に関してLEIはかなり微妙に見える。植林で使われている基準は森林保護に関するWWF-FFL方針を満たしていない（2002年2月）。なぜならインドネシア政府から出された土地転換の決定について、議論の余地がある様々な事例があるからだ。

使用されている生態的概念の解釈に関する説明がさらに必要である¹⁰。GFA の要求事項と LEI 認証制度の間の用語の重大な不一致を受けて、包括的な基準の比較には、評価の際に基準の解釈についての分析を十分に行うことが必要だろう（本調査では扱わない）。

3.3 制度管理及び基準設定における、すべての主要な利害関係者グループによる実質的かつ公平な参加（基準 3）

LEI 認証制度は、実質的な利害関係者の参加を非常に重視している。LEI がワーキンググループとして活動していた段階において、すでに基準やシステムの問題を自由に議論するために多数のワークショップや会合が実施された。NGO や先住民の代表（特に社会的側面について）や、民間企業（特に評価方法の検査指導の代わりになるプロセスについて）、研究者（特に生産と社会的側面について）等の意見が組み込まれた。参加型の実施手法は、当時インドネシアでは一般的ではなかったため、LEI はその間、意見の実現についての信頼を利害関係者から得られるように努めなければならなかった。

GFA 基準 3 と LEI 認証制度の間では、わずか 2 つの軽微な不適合が見つかった。LEI は意思決定に際し、構成員からなる全主要グループが出席することは求めてはいないが、通常集会在定足数に達するために、議決権を持つ会員の 2/3 が出席していなければならないと規定している。そして GFA が指針の point b において詳細に要求するところの、基準設定や制度管理過程に NGO が参加するための条件について明確かつ詳細に設定されていない¹¹。

主要な利害関係者グループの参加の重要性と、制度管理への公平な参加は FSC 認証制度のすべての要素、すなわち認定、認証、基準設定に組み込まれている。その結果、FSC は国レベルでの基準設定プロセスのいくつかの側面や¹²、通常総会(コンセンサス志向ではないが、投票システムを基礎としている)での意思決定手順、そして基準設定と制度管理過程への NGO の参加に関する点を除いて、GFA の詳細な要求事項をほぼ満たしている¹³。

最も重要な問題は、国レベルでの基準設定プロセスである。FSC は国際的枠組みの原則と基準 *Principles and Criteria*（以下 P&C と記す。）を開発したが、その国際的枠組みを地域や国レベルに適用するため、改良プロセスを用いての国内基準の開発に取り組んでいる。その過程は、認定されたナショナルイニシアチブにより実行されなければならないが、開発された基準は FSC による承認

¹⁰ HCVF と世界銀行専門用語間のつながりを説明した文書が、世界銀行森林データブック *The World Bank Sourcebook on Forests* に関連して発行される予定である(WWF/WB Alliance, 2006:10)。その間、危機に瀕した森林地帯は、保護価値の高い森林の部分集合であると結論したのは予備分析の結果が出された後であった。従って、GFA 基準 2 の point g で要求されている管理は FSC の原則 9 の適用を想定することができる(Walter, 2006)。

¹¹ 例えば、LEI は参加 NGO が認証システムに影響される構成員への責任を必要とする、またはこの問題について証明する記録を保有していることを規定していない。しかし、いくつかの LEI の構成員は、彼らの組織については十分に責任があるものと見なされなければならない。それは、彼らが重要なネットワークである AMAN や FKMM を代表しているからである。

¹² 国レベルでの活動のガバナンスのための必要条件是、FSC ナショナルイニシアチブマニュアル *FSC National Initiative Manual* のなかで規定されている。この文書の条文には、いくらか混乱があり、それらは特に投票の権利と、基準設定委員会における意思決定の手続き (Part 12) およびこれらの団体が行っている他の活動の区別に関するものである。それゆえ文書を分析すると、様々な側面から思わしくない結果が生み出された。これらの団体の国レベルでの分析が行われる中で、より多くの確かな情報が得られるであろう。

¹³ FSC は GFA による関連する指針のいくつかを満たしているが、例えば参加している NGO が認証システムに影響を受ける幅広いメンバーで構成されることを必要とすることについて規定していない。

を必要とする¹⁴。国内基準が開発されるまでの間、FSC 認証機関は、地域に適用した汎用性のある暫定基準を使うことができる。これは、それぞれの認証機関の包括的基準(FSC P&C + 汎用指標)と、入手可能な地域の情報をベースにして作成される¹⁵。インドネシアには FSC に認定されたナショナルイニシアチブが無かったため、この手順が採用され、FSC-LEI 間の協力合意がなされている。

この FSC の暫定基準設定の手順には、意見聴取のプロセスがあるとはいえ、利害関係者間の合意形成や公正な選挙システムによる基準決定を必要条件とはしていない。GFA はすべての基準開発プロセスにこの利害関係者間の合意形成または公正な選挙システムの 2 つの手段を必要条件としている。FSC 国内基準設定前の状態である現在の認証実施例についてインドネシアの認証機関の認証水準を評価すると、暫定基準についての意見聴取の水準は、他の国と異なっているとはいえない¹⁶。しかし、利害関係者による意見聴取は限定的なものであった。この一因は JCP によるもので、インドネシアの天然林に関する FSC 暫定基準が LEI 基準にその多くを做ったためであり、一方では多くの地域利害関係者が認証に興味を持たなかったためでもある¹⁷。

GFA の要求事項に沿えば、FSC がインドネシアで設定した現在の暫定基準は、十分なものではないと評価された。

比較

主要な利害関係者グループの制度管理と基準設定への実質的な参加は、たとえ現時点でいくつかの条件を十分に満たしていないとしても、両認証制度にとって拠り所となるものである。

FSC と LEI の認証機関の間で JCP が終了したため、FSC にとってインドネシアにおける国内基準の開発は必須となっている。現在進行している LEI と FSC の協力合意の下でこれを遂行するかどうかについて、FSC は検討する余地がある。

3.4 不必要な貿易障壁の回避 (基準 4)

FCAG では、基準 1 を超える要求事項は存在しない。そのため、基準 4 は分析を行わなかった。

¹⁴ 基準の設定手続きの目指すところは、独立、参加、そしてバランスと合意形成に基づくものである。

¹⁵ 暫定基準には FSC による承認が必要である。意見聴取は包括的な地域基準のために、必要条件である (FSC-STD-20-003)。

¹⁶ これまで、SmartWood はインドネシアで暫定基準の 3 つのバージョンを開発した。そして、FSC 認証の最近の解釈に適合する努力を重ねてきた。例えば、原則 2、3 の検討がインドネシアで行われた (Colchester et al., 2003)。

¹⁷ JCP は 2005 年 12 月に結論を下し、植林と CBFM の認証を扱わないこととなった。SmartWood と FSC はともに意見聴取を通じて、暫定基準に対する具体的な意見を受け取っていない。通常、利害関係者からは、認証のための枠組みに関する幅広い問題についてコメントが届いた。それらは例えば、法的な刊行物、同意前でも無料で詳細であること、先住民の権利、使用権の合法性、あるいは、特定の認証に焦点を当てた批判などである (PT. Diamond Raya, PT. XIP, Perum Perhutani)。

3.5 地域の実状に即した目的と検証可能なパフォーマンス基準（基準5）

LEI の認証審査時の指標とその検証は、パフォーマンス志向である。LEI の審査は非常に詳細で、3つの異なる基準（適用に際してはさらなる追加項目もあり得る）と、地域の実情を即したパフォーマンス評価を行うための類型化手法により構成されている。類型的手法は CBFM におけるシステム手法のみならず、すべての基準の指標設定に影響する。

森林管理の基準は、検証可能な表現で記述され、FMU レベルに連動している。評価と採点のための詳細な指針は入手可能である (LEI Technical Doc. 01-06)。検証時の使用を目的とした「ツールボックス」が提供されているが、検証指標が詳細で、評価や採点に際して融通が利かない原因となるかもしれない（その多くの指標が、現地審査を必要とするものである）。

LEI の文書類の公用語はインドネシア語である。文章表現は明確であり、システムと基準開発について理論的背景を与えている。しかし、英訳には多くの間違いや矛盾する表現がある。特に、いくつかの英訳文書は草案の段階でしか手に入らない。また、認証機関の認定マニュアルや認証機関のための認証審査マニュアルといった、いくつかの重要な文書が、インドネシア語でしか入手できない。この言語上の問題は確実に LEI 認証制度の国際化への障害となっている。

システムの文書は大変詳細である（6.1 章の参考文献リストを参照のこと）。しかしながら、様々なガイドラインやマニュアル、技術的な文書間の関連性がほとんど示されていない。

FSC の P&C もまた、多くのパフォーマンス基準によって構成されている。その基準は検証可能な表現で記述され、FMU レベルでの活動に焦点を当てている。この P&C を各国・地域の状況へ適合させることは、FSC により認定されたナショナルイニシアチブの任務である。公式な国内基準が開発されるまで、認証機関は暫定基準を用いて認証することができる（3.3 を参照のこと）。インドネシアの SmartWood と SGS Qualifor によって開発された暫定基準は、英語とインドネシア語で公的に入手可能である。Soil Association は、インドネシアのための暫定基準をまだ発表していない。

比較

両認証制度には、CoC 認証も含めて明確なパフォーマンス基準がある。LEI の枠組みと基準の複雑さは、適用するにはいくぶん「学術的」であり、FSC の簡潔な手法と比較すると、実施が難しいものとなっている。両認証制度にある基準と指標（指標と検証）という表現は、曖昧な表現や一貫性のない解釈にならないように作成されている。基準の解釈への手引きは、特に FSC が引き続き苦心して作成している。

地域の状況に適合させることは LEI 認証制度の強みであり、特に認証機関による FM 認証の分野で類型化手法に反映されている。また、FSC 認証制度も基準を地域に適合させている。しかし、世界規模で認証サービスを提供することができるようにするために、FSC は意見聴取を簡素化し少なくする手法（上記の暫定基準に関する不適合を参照のこと）を認めている¹⁸。

インドネシア語を話さない人にとって、（正確に）翻訳された文書が少なく、また基準が複雑であることから、LEI 認証制度を理解することはやや困難である。一方、FSC や FSC 認証機関の文書が将来インドネシア語に翻訳される見通しは、暫定基準以外は今のところない。

¹⁸ この方法により、FSC は GFA 基準 10 にある要求事項 a、すなわち「施業の場所に依存しない参入の公平性」に従っている。

3.6 認証の決定は、既得権益を有する団体間の利害対立とは無関係である（基準 6）

LEI は独立した組織であり、かなり詳細に、認証制度にかかわる関係者各々の独立性を規定している（認証機関、審査員、専門委員会のメンバーに求められる独立性について特別のガイドラインが公表されている）。LEI はこのような関係者の独立性を強調し、汚職、腐敗、縁故主義から認証制度を守っているため、もし他の（国内）認証制度と比較したならば、その手順はより複雑になっている。例えば、審査と評価の手続きの厳密な区別が図られているなどである。しかしこれにより、結果の判定プロセスに関わる人が、本審査を通じて得られた実際の現地での経験を有しておらず、またそれぞれの認証にかなりの人数が必要であるという状況を引き起こしている¹⁹。FSC は、関連する ISO 規約に言及することで、基準 6 の下で GFA が示したすべての要求事項に適合している。

比較

両制度は明白に利害関係と既得権益の間にある衝突を防ぐようにしている。

LEI は関係者の役割を分割したり、認証機関の権限を弱めることで、インドネシアの縁故主義による弊害を弱めようと努力している。これは、4 章で概要を示したように、FSC と LEI の認証制度間の手順の重大な違いを引き起こしている。

3.7 意思決定の透明性及び公表（基準 7）

LEI は公開文書をウェブサイトですべて入手可能にしており、認定に関する要求事項、基準と認証を、CoC 認証やロゴ規約、苦情処理を含めすべて明細に記している。

公開されている現地審査報告の概要は、現在 1 つの認証団体のウェブサイトではしか入手可能ではない。しかし、他からでも請求は可能である。概要は質としてはかなり異なっており、いくつかは LEI 自身の必要条件を満たしていない（実施に関するコメント）。1 つの認証機関においては公表が非常に遅れている（実施に関するコメント）。GFA が求めている監査者の訪問についての概要の公開は成されていない。認定の決定についての概要は、2007 年の始めに公開しなければならない（認定プロセスはまだ継続している）。

しかし、認定プロセスは十分に公開されてはおらず（基準 8 のもとで GFA が要求した意見聴取は実施されていない）、この間に出された改善要求も公開されていない。上記のすべての問題は LEI 認証制度と GFA の基準 7 の下の要求事項の間の不適合を生み出している。

FSC は総会議事録や政策文書を含めた公開文書をウェブサイトですべて入手可能としている。FM 認証審査の公開文書は、担当した認証機関のウェブサイトから入手可能である。認証と監査の概要は、GFA が求めたすべての側面を含んでいる。しかし、インドネシアへの最終的な監査者の訪問についての公開すべき文書のいくつかは、未だに公開されていない（実施に関するコメント）。

比較

基準 7 のもとで GFA の要求事項に十分応えている FSC と比較し、LEI には認定と公表の透明性についていくつか問題点があった。この不十分な点は根本的ではないものの、重要なことである。

¹⁹ しかし、LEI は意志決定する専門委員会のメンバーの割合は地域の代表や経験を反映させるために、評価対象になっている森林の付近から始めるべきであると規定している。

3.8 森林管理の実行及び生産・加工・流通各段階について、信頼性と独立性を備えた審査（基準 8）

現地審査は、LEI 認証制度における認証と監査のための基礎となるものである。認証機関の審査は、森林施業現場と現地事務所への訪問を通して行われる。LEI の CoC 認証システムはまったく運営上の仕組みであり、非認証木材にロゴを使用することを防止するための制御機構がある（しかし未だに LEI ロゴ使用はなされていない）。CoC 認証システムは認証製品のライフサイクル全体を制御しておらず、ISO14020 の軽微な不適合をまねく状況である。

LEI は申請者が提出した文書に基づいて認定の決定を下している。認証機関の一般的な情報は、ネットワークの情報源を通して知らされるが、GFA が求めているような事情聴取は実施されていない（基準 7 を参照のこと）。

不服と異議申し立てに対しては、LEI が十分に調整している。これには独立した認証再調査審議会 *Certification Review Council* (以下 DPS と記す) の設置も含まれる。認証機関に対する不服は公開され、原告のための費用は無料である。LEI に対する異議申し立ては公開されていない（しかし LEI によって文書で回答されている）。これは基準 8 での GFA の要求事項について、わずかな不適合を生み出している。

利害関係者は、国、地方、地区レベルでの公式なヒアリングや LEI の 12 の地域協議フォーラム *Regional Consultation Forums* (以下 FKD と記す)、認証団体への文書を通してなど、認証プロセスへさまざまな方法で参加することができる。GFA が要求している監査プロセスの中での公開の意見聴取は、LEI 認証制度の中に組み込まれる見通しはないが、いまのところ LEI の認証機関が JCP の規約に従うことで実施されている（実施に関するコメント）²⁰。

FSC は基準 8 において GFA が示したすべての要求事項を満たしている。しかし例外として、認証機関が認定を求めるための費用を賄う仕組みがないという重要ではない問題と、ISO14020 に準拠するため GFA が要求した認証製品の全ライフサイクルの掌握がなされていない問題が挙げられる。

比較

独立性と公共への透明性、協議については、全般的に FSC 認証制度が強みとしているものである。しかしインドネシアでの認証が開始された時、本審査の協議が利害関係者に強く批判され、双方の認証制度の認証機関にとって要検討事項となった。最終的に JCP が文化的にデリケートな利害関係者の協議手続きを構築するための枠組みを両認証制度へ提供した。

LEI は協議手続きについて特に強調しており、地域に適合した協議の体系である FKD も開発しているが、GFA の要求についていくつかの小さな不適合が見つかった。しかしそれらの欠陥は根本的なものではない。

FSC は認定に関する異議申し立てをする費用について、GFA の要求を満たしていない。LEI と FSC は認証製品のすべてのライフサイクルを統括していない。これは一般に森林または農業の認証制度では行われていないため、指針からは除外されるべきである。

²⁰ FKD の意味のある参加とオープンアクセスの方針は、LEI によって監査時の意見聴取の適切な手段とし判断された。

3.9 森林管理の継続的改善の実現（基準 9）

LEI は GFA が提示したものより厳格な監査手法に従っている。認証の決定は、合格か不合格かのいずれかであって、改善の条件付き認証は発行されない。是正要求（CARs）は発表されず、遵守の期限も設定されない。しかしそれでも認証の枠組みは FMU レベルの継続的な改善をに寄与している。

LEI 認証制度の監査の頻度は、受けた認証のランクと、森林管理の種別に依存している。LEI はいくつかの例外はあるものの、GFA の関連する要求事項を満たしている。

FSC は GFA が基準 9 で定義した要求事項のすべてを満たしている。FSC 認証制度は、申請のすべての段階において経験の習得を促している。認定、本審査、監査において、認証審査に掛かる経営体あるいは認証機関に対して行動を修正するよう、是正要求が発せられる。

比較

LEI は FSC に比べ、より厳しい認証の監査手法に従っているが、FSC も基準 9 のもとでの GFA の一般的な考えは満たしている。しかし LEI は、是正要求が発表されないため、要求事項 a と c は不適合と判定されている。

双方の制度は、ISEAL の「社会・環境基準設定のため望ましい実践規範」が要求しているところの、一般的な基準のレビューを行っている。

3.10 すべての団体に開かれ、かつ費用効果的である（基準 10）

LEI 認証制度は格差の是正の基本原則としている。LEI は小区画での低コスト化を実現すべく、地域に適合するさまざまな方法を提供している。ある事例では、非常に費用効果的に認証を取得することができ（CBFM 認証の保証人アプローチ）、他の事例ではたとえ CBFM 認証でもコストは比較的高いままである²¹。

FSC 認証制度もまた、格差の是正原則に基づいて進めている。FSC は小規模・非集約な森林管理（Small and Low Intensity Managed Forest (SLIMF)）の認証のために、簡素でコストを抑える手続きを開発している²²。

比較

両認証制度とも、小区画の利用を許可するために異なった概念を使用しているものの、与えられた要求事項を満たしている。しかしどちらの認証制度も、認証コストはある種の小区画にとっては高いままである。

²¹ これは、LEI 認証制度の枠組みの中にかなり多くの関係者、すなわち審査員、専門委員会のメンバー、認証機関スタッフなどが含まれていることによる。

²² FSC-POL-20-100 と FSC-POL-20-101(2003)

3.11 自発的な参加（基準 11）

基準 11 は LEI の CBFM で反映されている。一般的な概念は満たされているが、コミュニティー主体の FMU と内部の組織の間に求められる請負契約は、LEI の CBFM システムには十分に規定されていない。これは、これらについて LEI の一般的な理解が、FCAG にある概念に類似しているとしても、わずかな不適合は引き起こす。FSC はすべての要求事項を満たしている。

比較

FSC は、ISO 規約に従うことにより、GFA の必要条件に沿った枠組みを作り上げている。LEI はグループ認証に関する要求事項を十分には満たしていない。それは CBFM システムの中で、必要な組織に関わる問題をそれほど詳細には規定してないためである。しかし、インドネシアの LEI と FSC による CBFM エリアのうち 3 つの認証では、GFA が要求している「制度による基準の設定を支持する約束」は、評価の前に参加した森林所有者によって署名された（実施に関するコメント）。

第4章 LEI と FSC により実施される認証プロセスの比較

FCAG の適用に加えて、二つの認証制度に存在する手続き上の類似点と相違点を明らかにするために、FM 認証及び CoC 認証（この点については概観のみ）について取りまとめた表を作成した。本表は机上レビュー、インタビュー及び 2001 年に実施された JCP についての国際評価の結果に基づいている²³。

表 2 LEI と FSC によって適用される認証手続きの比較

	FSC 認証制度	LEI 認証制度	所見
適用	<ul style="list-style-type: none"> FSC はその規模、位置、所有形態などにかかわらず全てのタイプの FMU について、認証申請が可能。 申請は FSC に認定されている認証機関に提出されなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> LEI は全てのタイプの FMU に関われている。 申請は LEI に認定されている認証機関に提出されなければならない。認証機関と申請者は LEI の手続きに同意することを含む同意書を取り交わすことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請手続きは両者とも同様。
審査者の選定	<ul style="list-style-type: none"> FSC の認証機関は、FSC により定められている (FSC-STD-20-004) 独自の審査者の資質についての要求事項を有している。 主審査者について特別の要件が決められている。 認証機関は審査者に対する訓練を提供することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 審査者は LEI の認証タイプ (天然林、植林、及び CBFM) 及び責任レベル (主査/審査チームメンバー) に対応したガイドラインの基本要件を満たさなければならない。 認証機関は登録された審査者のみ利用することができる。登録は政府組織の LIPI に設置されている LEI の登録機関になされなければならない。 現在、LEI はその認証制度についての訓練の全てに責任を負っている。認証機関が LEI 認証制度についての訓練を行うことは認められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> FSC の認証機関は審査者の選定についてより自由であり (明確に規定された要件に基づいている限り)、独自の訓練プログラムを設定することができる。 LEI の独自の登録機関と中核的訓練プログラムの設定は、審査者の資質を標準化し、認証機関の影響力を制限しようとする試みであると理解できる。両方の仕組みは、汚職、談合や縁故主義が存在するインドネシアにおいて、本認証制度の高い信用性を維持しようとするものである。
予備審査及び書類審査	<ul style="list-style-type: none"> 予備審査(スコーピングとも呼ばれる)は FSC 認証制度においては自主的に行われるものという位置づけ。スコーピングは特に難しいケースにおいて、認証取得の障壁を見つけ、本審査の準備を支援するものである。 審査の設計は弾力的になされ、大規模な経営体と HCVF 地域を除いては現地訪問を含む必要はない。意見聴取は通常義務ではないが、スコーピングが HCVF 候補地域を含む場合は 	<ul style="list-style-type: none"> 現地 (予備) 審査は審査のプロセスの効率を高め、認証実施の準備についての理解を深めるものである。予備審査に合格しなかった経営体については認証プロセスを継続することができず、予備審査の再申請が必要となる。 予備審査の内容は、 <ol style="list-style-type: none"> a. 専門委員会 I によるスクリーニング <ol style="list-style-type: none"> 1. 書類評価、 2. 現地におけるスコーピング。意見聴取も可 	<ul style="list-style-type: none"> LEI 認証制度においては、予備審査は本審査に進むための義務的段階と位置づけられている (合格または不合格) が、FSC 認証制度においては本審査に進むための勧告を与える自主的なものと位置づけられている。 FSC 認証制度においては、業務は契約された認証機関において厳粛に行われる。 LEI 認証制度では、業務は主として LEI によって登録された認証専門家から構成される独立

²³ Hinrichs (2001).

	<p>一定の利害関係者についての意見聴取が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地訪問については、インドネシアにおける全ての天然林コンセッションについての FSC 予備審査において、一部は LEI と共同で (JCP のもとで) 実施された。 予備審査の結果は一般への広告には使用することができず、また、基準についての得点を提供するものでもない。 	<p>3. 意志決定及び本審査に進むことが適当な場合の勧告</p> <p>b. 担当した認証機関による決定についての同意からなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門委員会 I は LEI によって登録された生産、生態及び社会面についての 3 名の独立した専門家から構成されている。 予備審査の結果は一般への広告に使用することはできない。 	<p>した専門委員会に委ねられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 両認証制度において予備審査は経営体の申請における内部プロセスと理解されている。結果は対外的に公表はされない。 一部に手続きの違いはあるが、両認証制度の考え方は全般的に類似している。
本 審 査	<ul style="list-style-type: none"> FSC 認証制度における本審査の業務は、審査の観点、申請者の経営システムの評価、実行状況の確認、及び用いられている基準の不適合を見つけることにある。 各指標の適合状況をレビューし、最終決定は審査チームメンバーの合意によって行われる。 FSC の関連する基準のレベルで不適合がある場合は、前提条件あるいは重大な是正勧告が発出され、認証が与えられる前に解消しなければならない。 軽微な不適合の場合は、認証の有効期間内の指定された期限内に、付帯条件もしくは軽微な是正勧告を発出して明確にされなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> LEI の審査者は専門委員会 I によって策定された勧告を現地調査の設計に当たっての中心的な資料とする。 審査対象経営体の類型区分はその生物物理的安全及び社会的位置づけの程度により決定される。その類型区分は意志決定過程に重要な影響を与える。なぜなら、そのことが採点過程において各経営目的の重要性を決めるからである (例えば、審査対象経営体が多く居住地、危機に瀕している生態系を含んでいる場合は、社会的・生態的機能が生産機能よりも高く位置づけられる可能性がある)。 各指標は検証される必要がある。検証方法は 3 つの技術ガイドライン、すなわち、書類のレビュー、担当者のインタビュー、現地審査と意見聴取において説明されている。 現地における調査結果及び関係する付帯的な情報に基づき、審査者は、3 つの他の技術ガイドラインにあらかじめ決められている評価 (各指標について、非常に良、良、問題なし、劣る、問題ありに区分) により、各指標についての達成度を判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> 両認証制度とも本審査を通して各指標の評価を行う。 基準 (FSC の場合) あるいは指標 (LEI の場合) の採点の仕方は両認証制度において異なる。FSC 認証制度ではいかなる不適合事項であっても審査者の専門的な判断に基づいてその不適合の程度を評価するが、LEI 認証制度においては審査者が各指標についての最低達成レベルを決めずに、したがって不適合の程度を判断することなく、各指標についての採点をあらかじめ決められている評価 (5 段階) に基づき決めることを求めている。 LEI の類型区分システムによるアプローチは、審査の対象となる各経営体異なる社会的環境的状况下において事業実行がなされることを承知し、科学的にランドスケープ要素を取り入れることを目指している。
報告	<ul style="list-style-type: none"> 本審査報告書は審査者によって作成され、背景情報、各指標の評価の根拠が含まれる。 報告の様式は FSC の詳細な基準 (FSC-STD-20-008, ISO/IEC65) に従って認証 	<ul style="list-style-type: none"> 現地審査報告書は専門委員会 II が評価と決定を行うのを支援するために審査者によって作成される。 報告書の様式は LEI によって詳細に決められて 	<ul style="list-style-type: none"> 報告書は、両認証制度とも一般的に同じ事項を含めているが、様式は異なる。 FSC 認証制度では審査者が認証の決定を提案する。LEI 認証制度では審査者は指標の評点を

	<p>機関が決める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告書の素案は審査対象の経営体に提出されコメントが求められる。 	<p>いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告の言語はインドネシア語である。 	<p>提案するのみで、認証の決定がどうなるかまでは言及するものではなく、審査者は決定プロセスから外されている。この点も LEI 認証制度における縁故主義からの保全措置の一つである。</p>
レ ビ ュ ー	<ul style="list-style-type: none"> 審査報告書については、独立したピアレビューが行われる（SLIMF に基づく単独の小規模経営体の審査を除く）。 レビューは報告書の適格性と認証決定の提案の有効性に焦点が当てられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現地審査報告書のレビューは、独立した専門委員会Ⅱにより行われる。 専門委員会Ⅱは生産、生態及び社会面について等しくカバーする6名以上の者から構成される。少なくとも1名は現地の状況を熟知したものでなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 両認証制度とも報告書の結論の有効性を確認するために独立したレビューを行っている。しかしながら、LEI 認証制度におけるレビュープロセスは通常のレビュー業務を超えたものである。なぜなら、審査者ではなく専門委員会Ⅱが認証の決定の提案まで行う仕組みになっているからである。
決定	<ul style="list-style-type: none"> 現地審査報告書とレビュー結果に基づき、担当する認証機関が認証についての決定を行う。 前提条件(precondition)が実質的に発行された場合は、認証は保証されない。 FSC は審査対象の経営体が前提条件を解消するために時間的期限をつけないことを認めている。 	<ul style="list-style-type: none"> LEI の決定のプロセスは専門委員会Ⅱによって実施される。 天然林及び植林についての決定の手順は以下の通りである。 <ol style="list-style-type: none"> 利害関係者のコメントを含む現地審査の結果の主審査者からの提示（専門委員会Ⅱの初日にのみ報告） 経営体の従業員からの確認の機会（専門委員会Ⅱの初日にのみ報告）、 <u>決定方法の適用：階層分析法 Analytical Hierarchical Process</u>（以下 <u>AHP</u> と記す）あるいは他の適切な手法。AHP を用いる場合、先述の類型化に基づき森林の機能（生産、生態、社会）の重要性（ウエイト）の程度を決定 上記の各機能のウエイトづけに基づき各指標の重要性の程度を決定 各指標の最低得点を決定 経営体に認証合格を与えるための境界値の計算（境界値とは全ての最低点の加重累計） 全指標の実際の加重累計と境界値の比較 認証授与の提言 認証の最終決定は、単に専門委員会Ⅱの提言を承認するかたちで該当認証機関により行われ 	<ul style="list-style-type: none"> 両認証制度において採用されている決定過程は同じでない。 FSC 認証制度では一般的に現地審査者の専門的な判断や独立した監査で得たコメントに基づいて評価が行われているが、LEI 認証制度では審査者の役割を指標の評点までに止め、全体的な評価を独立した専門委員会（1人以上の地域の専門家が含まれることが条件）に委ねている。 FSC 認証制度では主要な前提条件の不適合が見いだされた場合は、適合するまで認証プロセスが停止される。 LEI 認証制度では現地調査結果を一般的な枠組み（類型化）に用い、合格のための加重境界値を算出する（AHP が用いられた場合）。このため主要な不適合があった場合でも通常平準化される。例えば、社会面の指標が低くとも、生産面の指標がかなり高い経営体の場合、社会面が特に重要ではないタイプのケースの場合は合格となりうる。 <u>この結果、両認証制度の決定過程においては、現地審査の結果が同様であった場合でも、同じ結論に至らない可能性がある。</u>

		<ul style="list-style-type: none"> 経営体が境界値に達することができない場合は認証不合格となる。しかしながら、6ヶ月以内に境界値以上にその達成状況を向上させた場合は、本審査の再申請ができる。 (注) 現在までLEI認証の全決定にAHPが用いられている。 	<ul style="list-style-type: none"> さらに、本審査が不合格だった場合の対応が異なる。FSCでは期限なしで経営体が前提条件の反映に努めることを許容しているのに対し、LEI認証制度では経営体は審査過程で不合格となり、再申請が必要となる。
認証の発行	<ul style="list-style-type: none"> 認証は担当した認証機関により発行される。 認証の有効期間は5年間である(FM及びCoCについて)。 	<ul style="list-style-type: none"> 認証は担当した認証機関により発行される。 森林経営認証は、天然林及び植林の場合5年間有効、CBFMの場合は10~15年間有効。CoC認証の有効期限は3年間である。 認証には経営体の評価が含まれる(ゴールド、シルバー、ブロンズ)。 	<ul style="list-style-type: none"> 両認証制度とも認証機関が認証の発行に責任を負っている。 認証の有効期限は天然林及び植林については同じであるが、CBFM及びCoCは異なる。 LEI認証制度では条件つきでの認証は発行されない。
公開用要約	<ul style="list-style-type: none"> 公開用の要約がFSCの公用語(英語またはスペイン語)及び審査対象となっているFMUが存在している国の1つ以上の公用語(例:インドネシア語)で作成される。 	<ul style="list-style-type: none"> インドネシア語で公開用の要約が作成される。 	<ul style="list-style-type: none"> 本審査の公開用の要約が両認証制度において作成される。
監査	<ul style="list-style-type: none"> FM及びCoC認証の場合、少なくとも1年間に1回は監査のための訪問が行われる。 不遵守事項が見いだされた場合は是正勧告が発出される。 監査結果についての公開用の要約が作成される。 	<ul style="list-style-type: none"> 天然林及び植林については、監査は5年間の間に少なくとも2回以上(ゴールドとされた経営体)、3回以上(シルバーとされた経営体)、4回以上(ブロンズとされた経営体)行われる。いずれの場合でも、最初の監査は認証取得から1年以内に行われる。 CoC認証についての監査は6ヶ月ごとに行われる。 CBFMの監査はより緩和され、用いられている認証制度と評価によって異なる。毎年ということはない(最大で2年ごと)。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査の考え方は両認証制度とも同じであるが、頻度はいくつかの事例で異なる。 監査訪問結果の公開用の要約はFSC認証制度においてのみ作成される。
差し止め	<ul style="list-style-type: none"> FSCの認証機関は、監査対象の経営体が新たに発行された主要な是正勧告を一定期間の間に満たさない場合は、認証を差し止めることができる。 差し止めは一年間もしくは認証の合意の失効日までとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 各監査訪問後に全ての指標が再度評価され、AHPにより算出される(再評価されなかった指標については古い得点が用いられる) 経営体がブロンズ評価の最低境界値を満たさなかった場合、認証機関は認証から離脱させる(一時中断は認められない) 	<ul style="list-style-type: none"> FSC認証制度では主要な不遵守の場合に修正の機会を与えているが、LEI認証制度では評点が最低値を下回った場合には即刻認証から離脱することになる。
紛争	<ul style="list-style-type: none"> 認証の決定についての不服がある場合は、最 	<ul style="list-style-type: none"> 認証決定についての不服は担当の認証機関に対 	<ul style="list-style-type: none"> 両認証制度において紛争メカニズムは十分に

	<p>初に担当する認証機関に申し立てる。認証機関はその内容について次回の監査もしくは不定期の現地訪問において取り上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証機関は全ての段階において書面及び報告書の形で回答する。 ・ 認証機関は必要な場合、出された不服を組織内の独立した者の処理にまかせる（例えば、ISO 事業管理者）。 ・ 不服な者は、問題が解決しない場合、FSC の不服あるいは異議申し立てプロセスを開始することができる。 	<p>して申し出る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証機関は全ての段階において書面及び報告書の形で回答する。 ・ 認証機関はその内容を次回（あるいは追加の）監査訪問において取り上げることができる。あるいは、大きな問題がある場合は LEI によって設立される独立した DPS の会合を招集することがある。 	<p>備えられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 責任を負っている認証機関によって不服者の主張が十分解決できない場合は独立した紛争解決手続きが保証されている。
同じ企業の他の経営体	<ul style="list-style-type: none"> ・ FSC の認証機関のガイドライン（2部、2.13）によれば、FSC の P&C の基準 1.6（FSC・P&C の長期にわたるコミットメント）の評価について、認証を申請している経営体以外の経営体が申請者の直接の責任下におかれている場合、これらの活動状況の審査も必要とされることがある（部分認証）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査されている経営体のみが評価される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ FSC では申請者の責任において実施されている他の経営体についても、例えば関係の行動計画を策定するなど持続可能な森林経営へのコミットを示すことを求められることがある。このことが審査の著しい遅れや、対象となっている経営体の認証を妨げることがある。 ・ LEI は類似の仕組みをもたない。
CoC	<ul style="list-style-type: none"> ・ FSC は、CoC 認証の場合、ほとんど全てのケースで現地訪問を要請する。FM 認証と同様の手続きが用いられる。 ・ CoC 認証は林産物の取り扱いと流過程、信頼できる生産物の判定のための最終点の識別、及び全ての供給源と生み出された産物についての記述と記録について分析を行う。 ・ FSC は多様な林産物群に対して、製品内の認証された原材料の占める比率（%）の下限を定めている。例えば、FSC 認証の合板の場合、使用された木材の材積の最低 70% が FSC により認証された供給源から由来するものとしている。残りの部分が次のようなものから由来した材料であることは許されていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 違法な伐採 ・ 遺伝子組み換え樹木 	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI は CoC 認証においても、予備審査、現地審査と監査など FM 認証と同様な手続きを用いている。 ・ 決定のために LEI は同様に 2 つの専門委員会を設置している。 ・ 2 つのタイプの CoC 認証が可能である。(a)排他的認証（原材料が完全に認証された供給源のみに由来する産業）、及び(b)非排他的（混在している供給源の産業）。(b)のケースの場合、認証されたもの及びそれ以外の供給源及び生み出された産物の区分が必要。 ・ CoC 認証を有する者は違法な供給源からの木材を除外することが必要(LEI ガイドライン 88-24, 5条4行)：「CoC 認証が信頼を得て実行されるためには、供給源がきれいなものであること、すなわち違法なものが含まれないことが必要で 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両認証制度とも認証林産物の供給チェーンにおいて、森林から販売に至るまでの流れを十分に実証している。 ・ 両認証制度とも非排他的な認証及び比率（%）による産物の申請を認めている。しかしながら、FSC は認められる非認証原材料の供給源について、より厳格である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統的あるいは市民の権利が踏みにじられている地域 ・ 認証されていない HCVF。 	<p>ある。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LEI は認証産物の生産に用いられる原材料の30%が非認証供給源、ただし合法であるものから由来することを認めている。 	
--	--	--	--

第5章 結論

LEI 認証制度は、FCAG/世界銀行・GFA の要求事項を非常に良く満たしている。

見いだされた不適合事項、特に基準2.7及び8は根本的なものではないが、いくつかのケースにおいては著しいものがある（森林転換の考え方、認定プロセス、及び結果の公表）。LEI の認定、認証制度を、国際的に認められているモニタリングの概念（例、ISEAL）と連携すること、及び ISO ルール（国家認定委員会 *National Committee Accreditation/ Komite Akreditasi Nasional*（以下 KAN と記す）、BSN）のもとで実施されている国内認定機関とより綿密な関係を構築することが、LEI の枠組み及び基準の独立した監視を進めることになるであろう。このことが利害関係者の認識を高め、LEI の信頼性を高めることになるであろう。LEI 認証制度は、ほとんどの要件はすでに満足しており、これらの問題に関わる修正を加えることは理にかなったものであると判断する。

LEI 認証制度の内容について国際社会により広く知らせるために、LEI 文書の英訳及びその明確な長所（例：独立性、地域条件への適合及び国際基準の遵守）を推進するための他の手法が LEI によって講ぜられるべきである。LEI の認定プロセスについての公的な認知度を高めることは GFA によって要請されているが、現在 LEI にとって最初の本認定が行われていることから、すぐに実施できると考えられる。

全ての提案されている事項が、市場において LEI の推進を支援することになるものと考えられる。例えば、グリーンな公共調達政策の評価手段として認められることや、WWF のグローバル・フォレスト&トレード・ネットワーク (GFTN) に認められる信頼できる認証制度となるなどである。

暫定基準の使用及びいくつかの微少な不適合事項を除いては、FSC 認証制度は GFA の要件を、包括的かつインドネシアの国家レベルにおいて、十分に満たしている。

このことは FSC が、高い信頼性と国際的に認められたモニタリングの概念に立脚していることを改めて示している。認証及び認定手続きにおける適合性審査（基準6から11まで）については、FSC 認証制度は ISO によって示された規定を超えて、GFA の示した要件に合致している。

しかしながら、LEI 及び FSC の認証機関相互の JCP が失効したため、インドネシアにおける FSC の国内基準の開発が必要となっている。FSC と LEI はすでに長期間の協力関係の実績があり、LEI が FSC の国内基準の開発プロセスにおいて支援・促進の役割を果たす可能性について検討されるべきである。

FSC と LEI においては、認証決定過程において大きな違いが存在し、現地審査結果の報告が同様な場合であっても異なる認証決定が行われることがあり得る。この側面は GFA の要件では検討が行われておらず、さらなる議論が必要である。この点は二つの認証制度の根本的な違いであり、結果、その互換性を妨げている。例えば監査関連、部分認証、CoC 認証におけるパーセンテージ法に基づく申請などの大きな相違点であるが、より根本的な問題ではないと判断される。

第6章 参考文献

6.1 LEI 文書一覽

Topic	Document Number	Title
A. Standard	LEI Standard 5000	Framework for Sustainable Production Forest Management System
	LEI Standard 5000-1	Sustainable Production Natural Forest Management System
	LEI Standard 5000-2	Sustainable Plantation Forest Management System
	LEI Standard 5000-3	Sustainable Community Based Forest Management
	LEI Standard 5000-4	Sustainable Non-Timber Forest Management System
	LEI Standard 5001	Chain of Custody
	LEI Standard 5002	Environmental Friendly Certification/Forest Product Labelling
	LEI Standard 5005	Terminology and Meanings related Forest Certification
B. Manuals	LEI Manual 11	General Accreditation Manual Indonesian Ecolabel Institute
	LEI Manual 22 . 01	Logo Policy/Brand of Indonesia Ecolabel Institute
	LEI Manual 22 . 02	Logo Manual of Indonesia Ecolabel Institute
C. Guideline [55]	LEI Guideline 55	Guidelines of Dispute Resolution for Certification Decision
D. Guidelines [88]	LEI Guidelines 88	Certification system for Chain of Custody
	LEI Guideline 88-00 series	Guidelines of Requirements and Working Procedure of Chain of Custody Certification
	LEI Guideline 88-01	General requirement for Chain of Custody Certification Body
	LEI Guideline 88-02	General requirement for Field Assessors Chain of Custody
	LEI Guideline 88-03	General requirement for Expert Panels in Chain of Custody
	LEI Guideline 88-10 series	Guidelines of Requirement and Training Procedure of Chain of Custody Certification Programs
	LEI Guideline 88-11	Training Guidelines for Field Assessors of Chain of Custody
	LEI Guideline 88-12	Training Guidelines for Expert Panels of Chain of Custody
	LEI Guideline 88-13	Training Guidelines for Trainers of Chain of Custody
	LEI Guideline 88-20 series	Guidelines for Program Execution of Chain of Custody Certification
	LEI Guideline 88-21	Guidelines for Field Assessment of Chain of Custody Certification
	LEI Guideline 88-22	Guidelines for Writing Report of Field Assessment results of Chain of Custody Certification
	LEI Guideline 88-23	Guidelines for Screening Process of Chain of Custody Certification
	LEI Guideline 88-24	Guideline for Decision Making in Chain of Custody Certification
	LEI Guideline 88-25	Guidelines for Drawing Recommendations on in Chain of Custody Certification
LEI Guideline 88-26	Guidelines for Surveillance of in Chain of Custody Certification	

E. Guidelines [99]	LEI Guidelines 99	Certification System of Sustainable Production Forest Management (SPFM)
	LEI Guideline 99-00 series	Guidelines for Requirements and Working Procedures of SPFM Certification
	LEI Guideline 99-01	General Requirements of SPFM Certification Body
	LEI Guideline 99-02	General Requirements for Field Assessors of SPFM Certification
	LEI Guideline 99-03	General Requirement for Expert Panels of SFPM Certification
	LEI Guideline 99-10 series	Guidelines for Requirements and Training Procedures of SPFM Certification Program
	LEI Guideline 99-11 series	Training Guidelines for Field Assessors of SFPM Certification
	LEI Guideline 99-12 series	Training Guidelines for Expert Panels of SFPM Certification
	LEI Guideline 99-13 series	Training Guidelines for Trainers of SFPM Certification
	LEI Guideline 99-14 series	General Criteria for SPFM Certification Training Institute
	LEI Guideline 99-15 series	General Criteria for Personnel of Certification Body for SFPM Certification
	LEI Guideline 99-20 series	Guidelines for Certification Program Execution and of Sustainable Production Natural Forest Management (SPNFM)
	LEI Guideline 99-21	Guidelines for Field Assessment of SPNFM Certification
	LEI Guideline 99-22	Guidelines for Report Writing of Field Assessment of SPNFM Certification
	LEI Guideline 99-23	Guidelines for Screening Process of SPNFM Certification
	LEI Guideline 99-24	Guidelines for Decision Making in SPNFM Certification
	LEI Guideline 99-25	Guidelines for Drawing Recommendations in SPNFM Certification
	LEI Guideline 99-26	Guidelines for Surveillance in SPNFM Certification
	LEI Guideline 99-30 series	Guidelines for Certification Execution of Sustainable Plantation Forest Management
	LEI Guideline 99-31	Guidelines for Field Assessment of Sustainable Plantation Forest Management Certification
LEI Guideline 99-32	Guidelines for Report Writing of Field Assessment of Sustainable Plantation Forest Management Certification	
LEI Guideline 99-33	Guidelines for Screening Process of Sustainable Plantation Forest Management Certification	
LEI Guideline 99-34	Guidelines for Decision Making in Sustainable Plantation Forest Management	

	LEI Guideline 99-35	Guidelines for Recommendations Arrangement in Sustainable Plantation Forest Management
	LEI Guideline 99-36	Guidelines for Surveillance in Sustainable Plantation Forest Management
	LEI Guideline 99-40 series	Guidelines for Certification Execution of Sustainable Community Based Forest Management
	LEI Guideline 99-41	Guidelines for Field Assessment of Sustainable Community Based Forest Management Certification
	LEI Guideline 99-42	Guidelines for Report Writing of Field Assessment of Sustainable Community Based Forest Management Certification
	LEI Guideline 99-43	Guidelines for Screening Process of Sustainable Community Based Forest Management Certification
	LEI Guideline 99-44	Guidelines for Decision Making in Sustainable Community Based Forest Management Certification
	LEI Guideline 99-45	Guidelines for Recommendations Arrangement in Sustainable Community Based Forest Management Certification
	LEI Guideline 99-46	Guidelines for Surveillance in Sustainable Community Based Forest Management Certification
	LEI Guideline 99-43.3	Guidelines for Submission of CBFM Certification
F. Technical Documents	LEI Technical Document -01	Verifier Toolbox and Its Verification for Assessment Criteria and Indicators in Sustainable Production Natural Forest Management System
	LEI Technical Document -02	Intensity Scale of Sustainable Production Natural Forest Management Indicators.
	LEI Technical Document -03	Verifier Toolbox and Its Verification for Assessment Criteria and Indicators in Sustainable Plantation Forest Management System
	LEI Technical Document -04	Intensity Scale of Sustainable Plantation Forest Management Indicators.
	LEI Technical Document -05	Verifier Toolbox and Its Verification for Assessment Criteria and Indicators in Sustainable Community Based Forest Management System
	LEI Technical Document -06	Intensity Scale of Sustainable Community Based Forest Management System Indicators.
G. Academic Documents	Academic Paper LEI-01	Academic Paper of Sustainable Production Natural Forest Management Certification System
	Academic Paper LEI-02	Academic Paper of Sustainable Plantation Forest Management Certification System
	Academic Paper LEI-03	Academic Paper of Sustainable Community Based Forest Management Certification System
H. Policy Statements	Circulation Letter No: 64/LEI/DE/XII/00	Policy on Conversion timber from certified FMUs

6.2 他の参考文献

- Agung, P. and Hinrichs, A. (2000): Self-scoping Handbook for Sustainable Natural Forest Management Certification in Indonesia. SFMP Project (MoF-GTZ). Document 6/2000.
- Colchester, M.; Sirait, M.; and Wijardjo, B. (2003): The Application of FSC Principles No. 2 and 3 in Indonesia: Obstacles and Possibilities. WALHI, AMAN, and The Rainforest Foundation.
- Dwi, M. and Agung, P. (2006): Forest certification in Indonesia, in *Confronting Sustainability*: in Cashore, B.; Gale, F.; Meidinger, E.; Newsom, D. (Eds): Forest Certification in Developing and Transitioning Countries. Yale School of Forestry & Environmental Studies
- Elliot, C. (2000): Forest Certification: A Policy Perspective. Bogor, Indonesia. CIFOR
- Evison, I.J. (1998): FSC National Initiative Manual.
- FSC-ABU-GUI-10-111 (2004): FSC Accreditation process for applicant certification bodies
- FSC-ABU-INF-2004-11-24 (2002): FSC Accreditation Cost Estimates
- FSC-ADV-20-001 (2002): Public availability of generic standards
- FSC-ADV-30-602 (2004): Conversion of plantation to non-forest land
- FSC-POL-20-002 (2000): Partial certification
- FSC-POL-20-100 (2003): SLIMF Eligibility Criteria
- FSC-POL-20-101 (2003): SLIMF Streamlined Certification Procedures: summary
- FSC-MCU-ADV-40-003 (2003): Status of products after withdrawal
- FSC-STD-01-001 (2004): FSC Principles and Criteria for Forest Stewardship
- FSC-STD-20-001 (2004): General requirements for FSC certification bodies (Version 2-1)
- FSC-STD-20-003 (2004): Local adaptation of certification body generic Forest Stewardship Standards (Version 2-1)
- FSC-STD-20-004 (2005): Qualifications for FSC certification body auditors (Version 2.2)
- FSC-STD-20-006 (2004): Stakeholder consultation for forest evaluation (Version 2-1)
- FSC-STD-20-008 (2000): Forest certification reports (Version 1-0)
- FSC-STD-20-009 (2004): Forest certification public summary reports
- Hinrichs, A. (2001): JCP Evaluation. Input Paper to the 3. JCP Meeting in Bogor. August 2001.
- Hinrichs, A. (2005): Lembaga Ekolabel Indonesia - Introduction and implementation of forest certification in Indonesia. In: Burger, D.; Hess, J.; Lang, B. (Eds.): Forest Certification: An innovative instrument in the service of sustainable development? GTZ Programme Office for Social and Ecological Standards.
- ISEAL (2004): ISEAL Code of Good Practice for Setting Social and Environmental Standards, Bonn.
- ISO/IEC Guide 59 (1994): Code of Good Practice for Standardization, Geneva.
- ISO/IEC Guide 61 (1996): General requirements for assessment and accreditation of certification/registration bodies. Withdrawn in 2004.
- ISO/IEC Guide 62 (1996): General Requirements for Bodies Operating Assessment and Certification/Registration of Quality Systems, Geneva.
- ISO/IEC Guide 65 (1996): General Requirements for Bodies Operating Product Certification Systems, Geneva.

- ISO/IEC Guide 66 (1996): General Requirements for Bodies Operating Assessment and Certification/Registration of Environmental Management Systems, Geneva.
- ISO/IEC 17011:2004, Conformity Assessment — General Requirements for Accreditation Bodies Accrediting Conformity Assessment Bodies, Geneva.
- LEI/FSC (2000): Joint Certification Protocol (JCP) between LEI-accredited Certification Bodies and FSC-accredited Certification Bodies, September 2000
- LEI/FSC (2001): Joint Certification Protocol (JCP) between LEI-accredited Certification Bodies and FSC-accredited Certification Bodies, October 2001
- LEI/FSC (2003): Joint Certification Protocol (JCP) between LEI-accredited Certification Bodies and FSC-accredited Certification Bodies, March 2003
- LEI/FSC (2005): Collaboration Agreement between the Lembaga Ekolabel Indonesia (LEI) and the Forest Stewardship Council (FSC)
- LEI (1998): Minutes of meeting between YLEI Board of Trustees and FSC, Rome, March 1998
- LEI (2004): Memoar satu Dekade Pergulatan Sertifikasi di Indoensia. LEI.
- Salim, E., Djanlins, U. and Suntana, A. (1997): Forest Product Trade and Certification: An Indonesian Scheme. Presentation at the World Forestry Congress in Antalya, Turkey.
- SmartWood (2003): SmartWood Interim Guidelines for assessing forest management in Indonesia. 3. Draft.
- SGS (2005): SGS QUALIFOR Forest management standard for Indonesia
- Walter, M. (2006): Forest Certification Assessment Guide (FCAG): Generic Analysis of the FSC and PEFC International Systems. Draft for peer review. WWF international.
- World Bank OP 4.04 (2005): The World Bank Operational Manual, Operational Policies on Natural Habitats, June 2005.
- World Bank OP 4.36 (2002): The World Bank Operational Policy on Forests.
- WWF/World Bank Global Forest Alliance (2003): Questionnaire for Assessing the Comprehensiveness of Certification Schemes/Systems.
- WWF/World Bank Global Forest Alliance (2006): Forest Certification Assessment Guide: A framework for assessing credible forest certification systems / schemes. July 2006.

インタビューを行った人物の一覧

Name	Organization	Position
1. Taufik Alimi	LEI	Executive Director
2. Alan Purbawiyatna	LEI	Certification and Accreditation Manager
3. Aditya Bayunanda	LEI	Project Management Manager
4. Marion Karman	FSC international	Regional Offices and National Initiatives Liaison Manager
5. Tony Arfiarchman	PT. Mutu Agung Lestari	Operation Director
6. Taufik Margani	PT. Mutu Agung Lestari	Operation Manager
7. Fourry Meilano	PT. Mutu Agung Lestari	Operation Officer
8. Artamur	PT. Mutu Agung Lestari	Lead Assessor
9. M Haris Witjaksono	PT. Sucofindo	Manager
10. Cecep Saepullah	PT. TÜV	Manager
11. Abdul Qohar	PT. TÜV	Quality Management Representative
12. Nawa Irianto	Tropical Forest Trust	Sulawesi Coordinator and Lead Assessor
13. Loy Jones	Smartwood	Asia Pacific Regional Manager
14. Jeff Haywood (by Email)	Smartwood	Verification Services Manager
15. Salahuddin (by Email)	SGS	Operation Manager
16. Dwi M.	CIFOR	Consultant to CIFOR (LPF Project) and Lead Assessor

評価結果：森林認証評価ガイドに基づく LEI 認証制度の評価

注：適合していない点は備考欄に太字で表記され、適合の程度に応じて、適合、不適合、もしくは部分的に適合と判断される。

第1部：国際的な規範と基準の遵守

FCAG 基準	FCAG 要求事項	主な参考文献	所見	備考
<p><u>基準1</u> 認証、認定、基準設定のための国際的な枠組みの遵守</p> <p>詳細基準</p> <p>1.1 認証及び認定</p> <p>1.2 標準化の手順</p>	<p>a. 認定機関は、国際的な認定組織（連合/評議会）、例えば IAF もしくは ISEAL、に加盟していること。</p> <p>b. モニタリング及び監査は、森林管理分野における認定事業を対象とする組織により実施されること。</p> <p>指導項目 d が特に該当する：あるいは、認証制度は、前述の文書（ISO17011、ISO Guide 62&65 及び ISEAL 社会・環境基準設定のため望ましい実践規範）を遵守している旨を他の方法で示すこともできる。この場合、認証制度の要素はここで特定される要求事項に対して評価されなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI Standard 5000（生産林における持続可能な森林管理のための枠組み） ・ LEI Standard 5000-1（天然林） ・ LEI Manual11（認定マニュアル） ・ LEI 2004 ・ LEI/FSC 2005 ・ ISO/IEC 65&66 ・ MAL Code of Practice 	<p>改正案 1 参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI、は ISEAL または IAF の会員ではない。そのため、要求事項 a、b 及び e を直接評価することはできない。その結果、指導項目 d を確認した（改正案 1：ISO/IEC65、ISO/IEC1701 に対する要求事項 d に関する分析及び備考を参照）。 ・ 国際的な機関だけが ISEAL の正会員もしくは準会員になることができる。LEI は国内認定機関であるため、インドネシア国外に登録すること、もしくは、国際認定組織に加盟することが必要となろう。現在、LEI はこうした措置を検討しているところである（下記参照）。 ・ 1998 年には既に、LEI と FSC は双方の組織の間で相互承認協定を策定することにつき覚え書きを交わした。これに続き、LEI と FSC は JCP を、インドネシアで活動しているそれぞれの認証機関の間で進めていくことに合意し、1995 年から 2005 年にかけて実施された。2005 年 12 月、FSC と LEI は、特に認定システムの協力に焦点をあてた提携契約を交わした。 ・ インドネシアの KAN は、IAF のインドネシア代表である。しかしながら、KAN は認証機関を認定するだけで、LEI を認定するための協定を持たない。LEI としては、PEFC 森林認証プログラムが加盟しているように、IAF の準会員になることを検討しなかった。 ・ LEI の認証機関である、MAL (PT.MAL、Sylvace プログラムを実施する)、TÜV 及び政府機関である Sucofindo は、業績を KAN により ISO9000/14000 認証に認定されている。

				<ul style="list-style-type: none"> MAL は、森林分野での活動を UKAS（英国認証機関認定審議会）により認定されている。同機関は IAF の会員として登録されている。
	c. すべての認証機関は、評価中の FM 認証制度に対する活動を認定されること。	<ul style="list-style-type: none"> LEI Manual 11 	適合	<ul style="list-style-type: none"> LEI は、自身の認証機関に対する暫定的な認定手続きを用いて、1998 年に認定機関となった。包括的な認定マニュアルは 2004 年にとりまとめられた。LEI の認証機関は、2006 年 12 月 31 日までに本マニュアルに従うことが義務づけられている。暫定的に認定された 3 つの認証機関は、LEI に必要とされる文書を提出済みである。
	d. 認定には、ISO Guide62、65 <u>もしくは</u> 66 を遵守することが必要であること。	<ul style="list-style-type: none"> BSN Guide No. 3 LEI Manual 11（第 1.7 節、第 1 条、段落 2.1.4、2.1.5） 	改正案 1 参照	<ul style="list-style-type: none"> LEI の認定マニュアルは、BSN の Guide No. 3 を参照している。Guide No. 3（1999 年）は、ISO/IEC Guide 61 を受けて認証機関の評価及び認定に要する一般的な要求事項を規定した。ISO/IEC Guide 61 は近年、ISO/IEC Guide 58 及び ISO/IEC/TR17010 と併せて ISO/IEC17011:2004 に差し替えられた。 同マニュアルは、ISO/IEC Guide 62 も参照している。 BSN は、LEI Standard 5000-1 を承認した。 ISO Guide 65 及び 66 については LEI の認定マニュアルの中では参照されていない。したがって、ここでは ISO/IEC Guide 65 を最も関連の深い ISO 文書として分析した（改正案 1 参照）。
	e. 基準設定機関は、ISEAL に加盟していること。	<ul style="list-style-type: none"> MAL ウェブサイト 	不適合	<ul style="list-style-type: none"> 要求事項 a 及び b に関する備考を参照。

第2部：基準と基準設定のプロセス

FCAG 基準	FCAG 要求事項	主な参考文献	所見	備考
<p><u>基準2</u> 森林管理における経済、環境、公正さの各側面がよく調和し、世界的に適用できる原則との両立、及びGFAの要求事項の遵守</p>	<p>a. 関連するすべての法律の遵守 認証制度において、森林管理は、国内のすべての関連法及びその国が加盟するすべての国際条約と国際的取り決めに尊重しなければならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI Standard 5000 ・ LEI Standard 5000-1 ・ LEI Guide 99-21 (天然林のための持続可能な森林管理認証) ・ LEI Technical Doc 01、天然林用(指標 E1.4、1.5、1.6) ・ LEI Technical Doc 03、植林用(指標 E1.1、E1,8) ・ LEI Technical Doc 05、CBFM用(指標 E1.2) 	<p>適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEIの基準は、関連するインドネシアの法律、及び国際的な条約や取り決めから生ずる義務を含む森林管理のための規定を十分踏まえて策定された。例えば絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)は、環境アセスメント及びそれに続く環境管理計画に反映されている。
	<p>b. 保有権及び使用権の尊重 認証制度は、法的に文書化された、もしくは慣習的な土地の保有権及び使用権を尊重しなければならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI Standard 5000-1(天然林のための持続可能な森林管理認証 項目 4.9) ・ LEI Standard 5000-2(植林のための持続可能な森林管理認証;指標 S.1.2) ・ LEI Technical Doc 01、天然林用;指標 S1.1; S1.2; S1.3; S1.4) ・ LEI Technical Doc 03, 植林用(指標 S1.1、S1.2) 	<p>適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記参照 ・ 持続可能な森林管理(天然林)の社会的機能に関する指標 1.2はこのように述べられている。「多世代に亘る地域社会による森林地域へのアクセスとその管理が十分に保証されること。」

	<p>c. 先住民の権利の尊重 認証制度では、先住民が、彼らの土地やテリトリー、及び資源を所有、使用、及び／もしくは管理する、法的及び慣習的な権利を明確に尊重しなければならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI Standard 5000-1 ・ LEI Technical Doc 01, 天然林用 (指標 S1.2; S1.3) ・ LEI Technical Doc 03, 植林用 (指標 S1.1; S1.2) 	<p>適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI Technical Doc 01 の S1.2、社会的な指標に関する説明は次の通りである：「森林管理区域及びその保有企業が存在するよりかなり前から、伝統的な地域社会が地域内のすべての森林を含む、同地域全体を十分に利用及び管理していた。したがって管理区域の存在はこうした多世代に亘る権利（優先権 rights of origin）を当然尊重すべきである。いかなる伝統的な地域社会も、彼らの同意なしに土地を剥奪されたり、豊かな資源を使い果たされたりするべきではない。こうした権利（優先権 rights of origin）の管理区域における認識は、管理区域の存在の影響を受ける地域社会が意識的に合意すること（情報に基づいた同意）で実現される。」
	<p>d. 地域社会との関係の尊重。 認証制度は、地域社会の権利と同様に、長期にわたり社会的、そして経済的に森林の地域社会が受けている便益を継続し、高めることを、明確に理解し、尊重しなければならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI Standard 5000-1 ・ LEI Technical Doc-01, 天然林用 (指標 S1.1; S1.2; S1.3 S1.4 及び S 2.1) ・ LEI Technical Doc-03, 植林用 (指標, S1.2; S1.3) 	<p>適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI's standard 5000-1 の定義 4.21 では次のように述べている：「社会的管理とは、何世代にもわたる地域社会の生活のために、便益を増やし、管理区域に関連する影響を含めた、森林開発の負の影響を最小限にするための一連の管理活動である。」
	<p>e. 労働者の権利の尊重。 認証制度は、労働者の権利を明確に理解し、尊重しなければならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI Standard 5000-1 (第 4.13条) ・ LEI Technical Doc-01 天然林用(指標 S.2.5; S3.1; S 3.3, S.5.1) ・ LEI Technical Doc-03 植林用 (指標 S3.1; S 3.2 、 S.3.3) 	<p>適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI は、直接的にその基準の中で、または間接的に労働省の規則に言及することで、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言で求められている要求事項を満たしている。 ・ さらに、LEI は、評価中の区域とそのスタッフの間での相互の労働契約として労働関係が規定され、地域の最低賃金のレベルを考慮した公正な支払体制が設けられていることを要請する。

	<p>f. 森林のもたらす多様な便益。認証制度では、管理システムは明確に、経済的な継続性を高め、環境や社会的な多様な便益を促進するよう、森林から得られるさまざまな生産物やサービスの効果的な利用を促進するものでなければならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ LEI Standard 5000-1 (article 4.10) ▪ LEI Technical Doc-01 天然林用(指標P2.4; S1.3; S2.1) ▪ LEI Technical Doc-03 植林用(指標P1.4; P3.2; P3.6; S1.2) 	適合	
	<p>g. 環境影響の評価と緩和。認証制度では、管理システムは、<u>生物多様性</u>やそれに伴う価値、<u>水資源</u>、<u>土壌</u>、そして<u>かけがえのない、壊れやすい生態系や景観</u>を保全するために、環境影響（世界銀行やWWFの方針で取り上げられている問題点を含む）を明確に評価、管理しなければならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ LEI Standard 5000-1 (第 4.20条) ▪ LEI Technical Doc-01天然林用 ▪ LEI Technical Doc-03 植林用 ▪ World Bank Operational Policy (OP) 4.04 ▪ World Bank OP 4.36 ▪ WWF policies 		<ul style="list-style-type: none"> ▪ 環境アセスメント及び環境モニタリングの結果には、LEI システムにおける天然林及び植林のための複数の生態学的指標が必要とされる。 ▪ WWF/世界銀行の要求事項と LEI Technical Doc-01 及び Doc-03 は、本質的な内容を十分にカバーしており、相互に参照しているといえる。 <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>生物多様性</u>(LEI Technical Doc-01 指標: E1.1; E1.5; E2.1; E2.5; E2.6); (LEI Technical Doc-03 指標: P2.7; E2.1; E2.2; E2.3; E2.5); ○ <u>水資源</u>(LEI Technical Doc-01 指標: E1.7; E1.10); (LEI Technical Doc-03 指標 E1.9; E1.11; E1.13) ○ <u>土壌</u>(LEI Technical Doc-01 指標: E1.6; E1.9) LEI Technical document-03: E1.7;E1.11) ○ <u>かけがえのない、しかも壊れやすい生態系や景観</u> (LEI Technical Doc-01 指標 E2.1; E2.2); (LEI Technical Doc-03 指標: E2.1; E2.3, E2.4) ▪ 環境影響の緩和は、Standard 5000-1に述べられている生態学的な面と関連づけられる。

<p>h. 危機的な状況にある森林地域及び関連する危機的な状況にある自然生息域。認証制度では、森林施業は危機的な状況にある森林地域及び施業の影響を受けるその他の<u>危機的な状況にある自然生息域</u>を明確に維持しなければならないこと。</p> <p>危機的な状況にある自然生息域は、OP 4.04で次の通り定義されている。</p> <p>(i)既存の保護地域及び政府により公的に保護地域として提案された地域(例、国際自然保護連合の分類の基準を満たす指定地)、<u>伝統的な地域社会が保護してきたと初めに認識された地域(例、聖なる森)、及び前述の保護地域の継続性のためにきわめて重要な状態を維持する土地(環境評価方法で定められる)</u>。</p> <p>もしくは、</p> <p>(ii)世界銀行または地方環境局が定めるその他の権威ある情報源による補足リストに基づいて特定される土地。そうした土地は、伝統的な地域社会が認識した地域(例、聖なる森)、生物多様性の保全に非常に適していることで知られている地域、及び希少、脆弱な移動性の種もしくは絶滅の危機に瀕した種にとって重要な土地を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI Technical Doc-01, 天然林用 ・ LEI Technical Doc-03, 植林用 ・ World Bank OP 4.04 ・ World Bank OP 4.36 	<p>部分的に適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相互に参照している、World Bank OP 4.04とLEI Technical Doc-01及びLEI Technical Doc-03から次のことが明らかである。： <ul style="list-style-type: none"> ○ (i)の危機的な状況にある自然生息域の定義における、“既存の、及び政府により提案された”の内容について：参照 LEI Technical Doc-01 (指標：E1.1; E1.2; E1.3). LEI Technical Doc-03 (指標：E1.1) ○ (i)の危機的な状況にある自然生息域の定義における、“伝統的な地域社会”の内容について：参照 LEI Technical Doc-01, (指標：S2.1; S1.4; S3.2; S1.1; 及び S2.2). LEI Technical Doc-03, (指標：S1.1) ○ (i)の危機的な状況にある自然生息域の定義における、“保護地域の継続性のためにきわめて重要な状態を維持する土地”の内容に関する参照箇所は見受けられない。 ・ LEI 認証は、FMU アプローチを適用しており、危機的な状況にある自然生息域に関する世界銀行の定義において、FMU の外に必要な景観保全の側面を考慮するものではない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ (ii)については要求事項 2. gを参照のこと。
---	---	----------------------	---

<p>i. 植林に特化した対策。 認証制度には、植林が危機的な状況にある自然生息域の転換につながることを確実に無いようにするため、適切かつ明確な要求事項があること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI Standard 5000-2 (植林) ・ LEI Technical Doc-03, 植林用(指標 P1.1;P1.7) ・ LEI Policy Statement, 2000 	<p>部分的に適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEIはTechnical Doc-03の中の指標P1.1の下で、いかなる転換行為も、法律に従って、有効な土地利用計画（合法的に保証されたもの）に基づき、実施されなければならないと規定している。LEIはさらに、定められた通りの質の施業を必要としている（指標P1.7）。 ・ 転換される森林タイプ、または転換のための許可を取得する過程に関して、LEI Standardの中で要求事項は特に定められていない。LEIはこれを“政府の所管”とみなし、インドネシアの法律に、転換するのに適した土地に関する明確な基準が含まれることを指摘している。 ・ さらに、LEIは認証されたFMU内で、転換により産出された木材は認証材と混在させるべきではないと規定している。転換により産出された木材は、合法ではあるが、持続可能ではないとみなされる(LEI policy statement, 2000)。
<p>j. 管理計画の実施。 認証制度では、関連する施業の規模及び内容に見合った、包括的かつ最新の管理計画の維持を通じて、効果的な森林管理計画を立案しなければならないこと認証制度では、こうした管理計画は、明確に、継続的な改善に向けた目標をはっきりと示し、目標を達成する手段を説明しなければならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI Guideline 99 ・ LEI Technical Doc-01 天然林用 (指標P 1.2; P 2.1) ・ LEI Technical Doc-03, 植林用 (指標 P1.3; P1.5) ・ LEI Standard 5000-3 (CBFM) 	<p>適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEIは、認証の申請及び実証には、最新の森林管理計画（20年計画/20年間の森林管理計画、5ヶ年計画/環境管理計画、及び年間計画/木材林産物利用事業年次作業計画）を必要とする。 ・ LEIは、前述の計画（政府の所管）については詳細を定めていないが、政府の規定は要求事項2. jを十分に満たすものとみなされる。 ・ 天然林用のtechnical doc-01の指標P3.4は、評価対象の区域での計画立案及びその他の任務のための専門職員の配置に着目する。
<p>k. 効果的なモニタリングと評価。 認証制度では、森林の状態、林産物の生産量、(関係する場合には) 生産・加工・流通各段階、管理作業及び社会や環境に与える影響を評価するため、施業の規模と内容に応じた、効果的なモニタリングシステムを明確に利用しなければならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI Standard 5000-1 ・ LEI Standard 5000-2 ・ LEI Standard 5000-3 (CBFM) ・ LEI Technical Doc-01天然林用 (指標 P2.2; P3.3;E1.3;E1.5) ・ LEI Technical 	<p>適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEIは、以下をモニタリングするための包括的な管理情報システム（M I S）の開発する必要がある：生産面（例 天然林の管理のための、生産に関する指標P2.2、伐木運材の影響に関する指標P2.8）、環境面（例 天然林の管理のための指標E1.3からE1.9まで）、そして社会面（例 地域社会の健全性への影響に関する、天然林の管理のための指標S4.1）。 ・ CBFM地域では簡易なモニタリングシステムも必要と

		<p>Doc-03植林用.(指標 P1.5; P2.3; P2.6)</p> <ul style="list-style-type: none"> LEI Technical Document-05 CBFM 用 (指標 P2.2; P2.3; P3.3) LEI Guideline 88-21 (生産・加工・流通各段階の認証の現地評価のためのガイドライン) 段落 8.1 		<p>される (例 P.2.2, 2.3及び3.3)。</p>
<p><u>基準3</u> 制度管理及び基準設定における、すべての主要な利害関係者グループによる実質的かつ公平な参加</p> <p><u>詳細基準</u> 3.1 実質的な利害関係者の参加</p> <p>3.2 バランスのとれた意思決定方法</p>	<p>詳細基準3.1に関する要求事項： a. 関連する利害関係者グループは、参加を公的に要請されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> Elliot, 2000 Agung and Hinrichs, 2000 LEI, 2004 Hinrichs, 2005 Dwi and Agung, 2006 	<p>適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1993年、林業省は環境相(Dr. Emil Salim)に、森林認証に関する独立した作業部会を立ち上げるよう求めた。同部会は、Kelompok Kerja Sertifikasi Lembaga Ekolabel Indonesia / LEI (Certification Working Group of Indonesia)と名付けられた。 同部会は、LEIになる前に、LEIシステム及び持続可能な森林管理(天然林)のための基準を起草した。 同部会は、主に学者から構成され、数多くのワークショップや会合を重ね、基準やシステムに関して議論した。社会及び環境NGO、先住民グループ(AMAN)の代表、民間企業(評価アプローチに、単なる産出量の検査の代わりに、過程をより重視する方向性を求めた)及び学者からの意見が取り入れられた。参加型作業アプローチは当時のインドネシアではきわめて異例であり、当時の業績はLEIのかんりの功績として認められるべきである。 1997年、LEIは、林業省、インドネシア森林伐採権保持者協会及びBSNの間で合意をとりまとめ、LEIシステム及びその天然林のための基準は、<u>インドネシアの国家認証基準</u>となった。 インドネシアの利害関係者は、当時も今も参加が十分なものであったとみなしている。近年の批判は、システムの実行、システムに関連する事柄(例 意思決定過程)及び森林認証そのものの価値に集中している。

<p>b. 関連する利害関係者グループが実質的に参加したこと。</p> <p>ガイドランス項目 a : 関連する利害関係者グループは次のように定義される：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府を含む森林所有者、及び／もしくはそれらの協会の代表 ・ 製品製造業者、販売業者、小売業者 ・ 科学者／学術団体 ・ 環境NGO、社会NGO／組織（例 労働組合、消費者協会） ・ 先住民の代表 <p>ガイドランス項目 b : 基準設定及び制度管理に参加するNGOは以下の諸条件を満たす必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の関心事項を合法的に示すこと ・ 代表者は所属団体に確実に説明できること ・ 主たる分野で実績を有すること ・ 認証システムに関心があり、影響を受けること ・ 幅広いメンバーからなること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記参照 	<p style="color: red;">部分的に適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての関係する利害関係者グループは実質的に参加した（要求事項 a 及び c の備考参照） ・ NGOの参加に関する要求事項を強調する指導項目bの要素は、LEIシステムでは規定されていない。
--	--	-----------------------------------	---

	<p>c. 関連する主要な利害関係者グループの実質的な参加が得られなかった場合でも、利害関係者を関与させる方法が整っていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ LEI CBO Statutes (第39条:会議での意思決定方法) ▪ LEI Guideline 99 	<p>適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2004年10月19-23日、LEIはCBOとして全国会議を通じて設立された。現在LEIを構成するのは、4つの議決機関に組織された142名の会員である。会員は、インドネシア国内のすべての関連する非政府利害関係者グループ、つまりNGO、民間企業の代表及び先住民地域社会を反映する。 ▪ 政府及び政治団体は、LEIの正会員にはなれないが、議決権のない“準会員地位”を獲得することはできる。 ▪ LEIは、LEIの構成員及びその他の関連する団体を含む、13のFKDからなる認証ネットワークを作った。FKDの役割は、州及び地区レベルで、LEIの認証機関に対するパートナーとなり、認証に関する活動や評価中の区域では対応できない問題に取り組むことである。まだ、すべてのFKDが十分に機能しているとはいえない。
	<p>d. 利害関係者を取り込むための取り組み、及び利害関係者から提起された問題がどのように取り組まれているかが記載された文書があること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ LEI Manual 11 第3.2節, 第2条 段落 2.3.10 (文書記録システムについて) 	<p>適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 協議内容は文書化された。 ▪ LEIは、文書が古いファイルでまだ閲覧可能であり、コンサルタントの評価ができなかった事柄につき述べた。
<p>3.2 バランスのとれた意思決定方法</p>	<p>詳細基準 3. 2に関連する要求事項： e. 意思決定過程は、関連する利害関係者グループ間の合意を得ようとするものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ LEI CBO statutes (第39条 段落3) 	<p>適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Musyawarahは投票を優先事項としている。

	<p>f. 合意に達しない場合に、バランスのとれた意思決定ができるような方法が整っていること。こうした方法では下記のことが行われる：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 主な利害関係者グループが意思決定過程において支配したり、されたりすることが確実に無いようにすること。 ▪ 主な環境、社会もしくは経済に関する利害関係者が押し切られるのを防ぐ投票システムを定めること。 ▪ 主な利害関係者グループの代表のいずれかが欠席の場合は意思決定をできないようにする方法を含めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ LEI CBO statutes: 会員資格の分類(第14条 段落2); ▪ 会員資格(第15条 段落1); ▪ 意思決定過程(第16条, 段落4-6; 第28条段落3); 第38条39項; 第40条から第42条まで). 	<p style="color: red;">部分的に 適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ LEIの会員は、地域社会の代表者、企業の代表者、オブザーバー、及び（インドネシア国民の間で）著名もしくは尊敬されている人々から構成される。 ▪ 意思決定過程及び投票システムは、明確に定められている。 ▪ しかしながら、LEIは、すべての主な利害関係者グループの出席を求めているが、意思決定ができるようにするため、総会ではCBOに正会員の3分の2の出席を必要とすると規則で定めている（箇条書きの最後に関連する）。
<p><u>基準4</u> 不必要な貿易障壁の回避</p>	<p>要求事項は挙げられてない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ LEI, 2004 (8ページ) 	<p>適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 貿易障壁に関する問題については、LEI基準を策定している間に検討された。 ▪ 基準1 参照

<p><u>基準5</u> 地域の実情に即した目的と検証可能なパフォーマンス基準</p>	<p>a. 基準は、もし関係があれば、CoC認証を含めた、実施に関する明確な要求事項を含むこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ LEI Standard 5000 (持続可能な森林管理 (植林) システムのための枠組み) ▪ LEI Standard 5000-1 (天然林); 5000-2 (植林) 及び 5000-3 (CBFM) ▪ LEI Standard 5001 (CoC) ▪ LEI Guideline 88 (CoC) ▪ LEI Guideline 99 (持続可能な森林管理 (植林) の認証システム) ▪ LEI Guideline 99-21 (タイプ分け) ▪ (詳細はLEI standards and Guidelinesの一覧表を参照) 	<p>適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ LEIは、特定の地域の状況に関する実施状況を評価するために、評価中の区域に関する“タイプ分け”を明記している。 ▪ CoC認証のためのシステムも策定されている。
--	--	--	-----------	---

	<p>b. 基準は、柔軟性が必要な場合に、解釈に関する指針と併せて、検証可能な表現で記載されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ LEI Technical Doc. 01, 天然林のための指標 ▪ LEI Technical Doc. 02, 天然林のための指標に関する内容評定尺度) ▪ LEI Technical Doc. 03, 植林のための指標 ▪ LEI Technical Doc. 04, 植林のための内容評定尺度) ▪ LEI Technical Doc. 05, CBFMのための指標 ▪ LEI Technical Doc. 06, CBFMのための内容評定尺度) 	<p>適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Technical documentsには基準、検証者及び検証手法が明記されている。 ▪ Technical documentsには、各指標の趣旨をふまえて判断するため、十分なバックグラウンド（及び定義）が含まれる。 ▪ 検証者を利用するためのツールボックスアプローチを備えたとしても、指標及び検証者はとても詳細に記されており、ある程度の解釈の硬直に<u>つながりかねない</u>（包括的な判断には現地評価が必要となろう）。
	<p>c. 国内基準を策定する基本として使われた国際的な原則と基準は、施業レベル（FMU）での規定を含むこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ LEI Standard 5000（持続可能な森林管理（植林）システムのための枠組み） 	<p>適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ LEIは、FMUレベルの国際的な基準（例 国際熱帯木材機関及びF S C）を参照している。
	<p>国際的に機能しているシステムの場合： d. 国内基準もしくは国内の枠組みと、国際的なシステムとの調和／同等性に向けた手段と方法が整っていること。</p>		<p>該当なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ LEIはインドネシア国内のみで機能することを望んでいる。しかしながら、どの文書にもこのことは明記されていない（しかし、名称からそのことがうかがえる）。
	<p>e. 国内基準の間での整合性を調べる方法があること。</p>		<p>該当なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 上記参照
	<p>f. 国内基準は、国際的なシステムにより承認されていること。</p>		<p>該当なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 上記参照

第3部 認証及び認定の手續の適合性

FCAG 基準	FCAG 要求事項	主な参考文献	所見	備考
基準6 認証の決定は、 既得権益を有 する団体間の 利害対立とは 無関係である。	FCAGには要求事項として示されていないが、関連するISOのルールについて参照されている。	<ul style="list-style-type: none"> 補遺1 参照 	適合	<ul style="list-style-type: none"> 補遺1 参照
基準7 意思決定の透 明性及び公表 詳細基準 7.1 認証制度の要 求事項の公表	FCAGはISO及びISEALの規則に基づいた10の基準が記載されている。さらに、以下の要求事項が示されている； a. 上記に加えて、認証制度は、認定・基準及び認証に関するすべての要求事項を示す文書を公表すること。必要な場合は、生産・加工・流通各段階及び意見調整についても同様とすること。	<ul style="list-style-type: none"> www.LEI.co.id (LEIのウェブサイト) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> LEIのウェブサイトは以下を含む： <ul style="list-style-type: none"> ○認証及び認定システム／方法に関する、草案を含む説明 ○申立、異議、紛争に対処する方法 ○認証取得者一覧表 ○認定された認証機関一覧表 文書は、インドネシア語及び部分的に英語で記載される（英語で記載されるのはたいてい草案のみ）。 LEIのウェブサイトは、適切に維持、更新されている。 LEIは、メーリングリストも管理している。 (ecolabeling@yahoogroups.com) LEIのウェブサイトには、認定業務に要する費用に関する情報は含まれない（このことは認定契約で定められる）。 LEIは、年次作業計画を公表していないが、会員には配布する。
7.2 認証及び認定 レポートの公 表	a. 森林管理の評価及び監査のレポートの公表は、それぞれの認証を決定もしくは維持するための論理的な根拠となること。	<ul style="list-style-type: none"> LEI Guideline 99-01 (段落 5.9.1) LEI Manual 11(第3.2節 第2条 段落 2.3.12: 公表について) MAL ウェブサイト 	部分的に 適合	<ul style="list-style-type: none"> LEI Guideline 99-01によれば、LEIは、現地評価に関する情報公開を認証機関の任務としている(段落5.9.1)：「認証機関は、持続可能な森林管理の認証に関する情報を公表するための方針や手段を有するべきである。」 公表される概要の内容について、LEIは、詳細に定めてはいない（方法、結果及び背景の概要が述べられるべきとだけ言及する）。 公表される現地評価概要は、現時点では、MALのウェブサイトのみで閲覧可能である(TÜVでは本年末まで

				<p>に閲覧可能になる)。</p> <ul style="list-style-type: none"> LEIは、完全に認定された認証機関がそれぞれのウェブサイトで概要を公表することを要求する。今日では、当事者は、LEIの認証機関に公表された概要のコピーを要求することができる。 LEIの認証機関は、監査訪問の概要を公表していない。
	<p>b. 森林管理の評価について公表されるレポートは、基準の適合に関する主な結果を示すことで認証の決定を正当なものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> LEI Manual 11 (第3.2節, 第2条, 段落 2.3.12) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> 実施に関するコメント: LEIがはっきりと定めていても、認証機関が公表する概要の質は現時点で様々である。PT. Intracawood e.g. が公表する概要では、専門委員会IIの評価は十分に正当なものとしていない。
	<p>c. 森林管理の評価及び監査について公表されるレポートには、評価されている施業の実施状況に関して提起された是正要求を含めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> LEI Guideline 99 (段落 4.6.6) LEI Guideline 99-25 (天然林に関する勧告案) 	不適合	<ul style="list-style-type: none"> 専門委員会IIは是正要求について明確に述べていない。 しかしながら、指標ごとの評定を開示し(基準9参照: AHP)、区域が認証の基準点を超えていれば、改善するための一般的な勧告を示している。この情報は公表される(上記参照)。 経営体が基準点に達しない場合、同経営体は認証に不合格になる。同経営体が6ヶ月以内に実施状況をかなり改善させれば、認証過程全体をやり直す必要はない(“唯一”必要なことは、新たな現地評価を完全に行うことである)。 監査訪問の概要は、公表されていない。
	<p>d. 認定について公表されるレポートは、認定の決定のための論理的な根拠となること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> LEI Manual 11 (第2.3節, 第1条, 段落 1.13./1.10) 	不適合 (ただし2007年の早い時期に満たすものと思われる)	<ul style="list-style-type: none"> LEIには、認定システムについて定期的に国民に知らせる義務がある。 LEIは現在、暫定的に認定した認証機関の再評価を実施し(2006年末まで)、2007年の早い時期に認定の決定を公表することを計画している。

	<p>e. 認定について公表されるレポートは、評価された認証機関の実施状況に関して出された、是正要求を示すこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> LEI Manual 11 (第3.4節, 第4条, 段落4.4.及び4.7) 	<p>不適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 認定を取得するために重要な処置が必要な場合、LEIは、認証機関に直接連絡し、修正案を求めることとなる。認証機関が文書を改善できない場合、認証機関は再申請しなければならない。 LEIも認証機関のいずれも、この手続きの結果を公表することはない。
	<p>f. 公表されたレポートは、既に関覧可能であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 認証機関の品質保証システム 	<p>不適合 (ただし、認証機関は、主要な評価レポートについては2007年までに規定する見込みである)</p>	<ul style="list-style-type: none"> LEIは、評価及び監査のレポートについては規定していない。 MALの品質保証システムは、段落6.22で、出版物について、認証機関の認証を受けたら30日以内に評価レポートの概要をウェブサイトに公表し、LEIに送付することとしている (MALの認証管理者の話より)。 TÜVは、現時点では期限を設けてはいない (TÜVの認証管理者の話による)。 実施に関するコメント: まだ公表されていないレポートは、主要な評価報告書を含めて、複数ある。
<p>基準8 森林管理の実行及び生産・加工・流通各段階について、信頼性と独立性を備えた審査</p> <p>8.1 審査の独立性</p>	<p>要求事項は挙げられていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> Salim et al., 1997 LEI Guideline 99 LEI Guideline 99-01 (認証機関用の持続可能な森林管理 (植林) のための一般的な要求事項) LEI Guideline 99-02 (現地評価者用の持続可能な森林管理 (植林) のための一般的な要求事項) LEI Guideline 99-03 (専門委員会用の持続可能な森林管理 (植林) のための一般的な要求事項) 	<p>適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> LEIは、独立した機関である。LEIの作業部会に1995年に与えられた任務は次の通り (Salim et al., 1997) : <ul style="list-style-type: none"> 「合意を得られるようなインドネシアの森林の管理のための基準及び指標を策定すること 比較的、汚職に対して安全で、透明な検査過程を策定すること、及び 同じ方針で決定過程を策定すること、及び 独立した国内認証組織の設立のための準備をすること」 LEI Guideline 99-01の第3条ではこのように述べられている、「持続可能な森林管理 (植林) 認証システムは透明で、独立しており、参加型の、無差別の、そして責任のある、自由意思によるシステムである。」 Guideline 99-01/02/03では、評価の段階でのそれぞれの関係者 (認証機関、評価者、専門委員会メンバー) の独立性が規定されている。

8.2 森林管理の現地評価及び認証機関の実施状況	a. 認証機関の最初の評価及び監査のための認定の手順には、認証された森林経営体への現地訪問が見込まれること。	<ul style="list-style-type: none"> LEI Manual 11: (第3章: 認定手順) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> LEIは、認証機関の実施状況を、ランダムに行う認証区域の現地訪問 (LEIの認定マネージャーによれば、5年間の認定期間のうちおよそ一回の現地訪問)、及び年に一度の (ただし単なる非公式での) 事務所訪問により、管理する。 LEIは、認証機関に認証の進捗につき毎月LEIに知らせるよう要請する。さらに、個々の主要なレポート (専門委員会 I、IIのレポート、公表された概要等) もLEIに送付されるべきとする。 LEIは、すべての認証機関の仕事を監督するとともに、JCPに基づいて、いくつかの評価過程では、監視役もしくは進行役の役割を果たした。
	b. 認定の要求事項には、認証機関に適用される、評価及び監査の程度が明記されていること。	<ul style="list-style-type: none"> LEI Manual 11 (第3.2節, 第2条、段落2.3.16) LEI Guideline 99-26 (監査、特に第5条、段落b及びc) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> LEIの認証機関による監査は、決められた程度で実施される (要求事項9.b参照)。
	c. 認証の手順では、認証登録証が発行されるより前に、申請者の森林経営体を現地訪問することが必要であること。	<ul style="list-style-type: none"> LEI Guideline 99-21 (持続可能な森林管理 (天然林) 認証の現地評価の指針) LEI Guidelines 99-31 (持続可能な森林管理 (植林) 認証の現地評価のための指針) LEI Guideline 99-41 (持続可能な、地域社会に基づいた森林管理の認証の現地評価のための指針) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> 適性審査 (予備評価) の間の専門委員会 I の現地訪問は、任意である。 本審査もしくは現地評価の際の評価チームの現地訪問は、必須である。

8.3 生産・加工・流通各段階の要求事項	a. 枠組みは、産地である森林から最終的な産物に至るまでの生産及び取引を対象とする、生産・加工・流通各段階の統制をとるための基準を有すること。	<ul style="list-style-type: none"> LEI Guideline 88 (CoC) LEI Guideline 88-01 (CB-CoC) LEI Guideline 88-02 (現地評価者-CoC) LEI Guideline 88-03 (専門委員会-CoC) LEI Guideline 88-21 (現地評価のためのCoCマニュアル) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> 十分に規定されている。
	b. 認証されていない木材にロゴが使用されるのを防ぐための基準及び統制する方法があること。	<ul style="list-style-type: none"> LEI Guideline 88-01, (第6条) LEI Guideline 22-01 (ロゴ規定) LEI Manual 22-02 (ロゴ使用) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> 十分に規定されている。
	c. 生産・加工・流通各段階の認証取得者は、非合法な産地及び森林を転換した地からの木材を排除しなければならないこと。	<ul style="list-style-type: none"> LEI Guideline 88-24 (第5条,段落4) LEI Policy Statement, 2000 	適合	<ul style="list-style-type: none"> CoC認証取得者は、非合法な産地からの木材を排除しなければならない (LEI Guideline 88-24, 第5条,段落4) : 「生産・加工・流通各段階がうまく実施されていることの信頼性は、以下により示される: 産地の純粹性、非合法な産地からの木材が存在しないこと。」 LEIは、認証されたFMU内で、森林を転換した地からの木材を認証材と混在させないように規定する (LEI policy statement, 2000)。
	d. ロゴを使用する方法は、ISO標準14020及び14021を遵守すること。	<ul style="list-style-type: none"> LEI Guideline 22-01 (ロゴ規定、特に第2章, 第2.1節.) 別添2参照 	別添2参照	<ul style="list-style-type: none"> 別添2参照 LEIは、関連するF S Cの方針や文書を踏まえて、ロゴ方針を策定した (LEIの認定マネージャー及びLEIシステムj策定者の話による)。 <u>手順に関する注</u>: LEI及びF S Cの評価結果をISO14020に関して比較したところ、非常によく似ていたことから、ISO14021の評価をする必要はないものとみなされた。

8.4 認証及び認定の過程における利害関係者との協議	a. 認定機関は、認証機関の初期評価及び監査の一環として、積極的かつ文化的に適した対外的な協議を行う義務を負うこと。	<ul style="list-style-type: none"> LEI Manual 11 	不適合	<ul style="list-style-type: none"> LEIは、申請者から提出された文書に基づいて認定を決定する。LEIは、認証機関の一般的な情報を自身のネットワークを通じて得ているが、意見聴取は行われていない。
	b. 認証機関は、認証取得者の初期評価及び監査の一環として、積極的かつ文化的に適した対外的な協議を行う義務を負うこと。	<ul style="list-style-type: none"> LEI Guideline 99 (段落 3.2) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> 利害関係者は、次のような様々な方法で認証の過程に参加できる：国、地方及び／または地区レベルでの公聴会、FKDの代表者との会合及び認証機関への書面。 FKDは、認証機関が評価対象の区域に関するバランスのとれた情報を得るための“パートナー”とされた。 現地評価の前に公示をすることが必要である。 監査訪問中の公聴会は想定されていない。FKDの実質的な関与及びオープンアクセスの方針は、協議の十分な手段と考えられる。
	c. 認証及び認定の意思決定の過程で、利害関係者の意見を考慮するための適切な方法があること。	<ul style="list-style-type: none"> LEI Guideline 99 (段落 4.2.2) LEI Guideline 99-24 天然林向け(意思決定 第2条 段落1;第6条 段落 6.1) LEI Guideline 99-34 植林向け(第2条 項目 b ; 第7条 段落 7.1) 	部分的に適合	<ul style="list-style-type: none"> 利害関係者との公式の協議(会合)は、現地訪問より前に開催され、そこで出された意見は、評価者の作業計画に反映される。評価者は、利害関係者が提起した事項について専門委員会IIに文書で報告する。専門委員会IIは、これらの意見を考慮する義務がある。 利害関係者の意見を認定の過程に含める手続きは、定められていない。
8.5 不服と異議申し立ての仕組み	<p>認定機関、認証機関及び基準設定機関についての不服・異議申し立てに関する仕組みは、次の通りとすること：</p> <ol style="list-style-type: none"> あらゆる利害関係団体が利用できる。 公表されている。 申し立て者に費用はかからない。 	<ul style="list-style-type: none"> LEI Guideline 55 (認証の決定に対する申し立てを解決するための指針) LEI Guideline 99-24, 天然林における意思決定について LEI Guideline 99-34, 植林における意思決定について LEI Guideline 99-44, CBFMにおける意思 	部分的に適合	<ul style="list-style-type: none"> 不服・異議の申し立てにの処理に関する仕組みは、LEIで十分に規定され、ウェブサイトで公表されている。 認証の決定に関する苦情は、担当する認証機関が対応しなければならない。認証機関は、問題点を次の監査訪問でとりあげるか、多くの場合には、DPSの開催を求めることとなる。 LEIのCoC認証システムは、“すべての利害関係者は認証の決定及び確認に関するいかなる不服・異議も申し立てること”を促している(LEI Guideline 88)。 基準、システム及び認定に関する不服・異議は、LEIが対応し、代表者評議メンバーの下にある特別委員会

		<p>決定について</p> <ul style="list-style-type: none"> LEI CBO statutes (第22条 項目6) LEI Manual 11 (段落 2.3.1.4) LEI manual 11 (第2.7節, 第5章;認定に対する異議申し立ての過程にかかる費用) LEI Guideline 88 (段落 6.4.5) MPA decree No.003/MPA-LEI/IV/2005 		<p>が対処する。LEIの内部規定 (Anggaran Rumah Tangga-ART) 第17条に基づき、苦情に関する行政決定は、LEIの理事会が対処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> LEIに対する不服・異議は、公表されないが、LEIが文書で回答する。 不服・異議を申し立てるための費用は生じない。
<p><u>基準9</u> 森林管理の継続的改善の実現</p>	<p>a. 認証制度は、遵守されていない点の遵守を達成するという条件付きで認証登録証が発行された場合、完全に遵守するまでの期限を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> LEI Guideline 99 LEI Guideline 99-21 (現地評価) LEI Guidelines 99-31 (持続可能な森林管理 (植林) 認証の現地評価のための指針) LEI Guideline 99-41 (持続可能なCBFMの認証の現地評価のための指針) LEI Guideline 99-24 (天然林における意思決定過程) LEI Guideline 99-34 (植林における意思決定過程) LEI Guideline 99-44 (CBFMにおける意思決定過程) 	<p>該当なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 条件付のままでは認証は発行されていない。 LEI Guideline 99, 段落4.6.1によれば、評価結果は、AHPもしくはその他の適した方法で算出される。この複雑な採点システムは、指標との整合について全体的な<u>平均値評定</u>とすることで、結果を二つ、つまり“合格及び不合格”に分類する。“合格”は実施状況によって、ゴールド、シルバー及びブロンズに格付けされる。このレベルは、認証登録証に示される。 専門委員会IIが認証区域の実施状況を改善するための措置を明示する義務 (実施状況のレベルをシルバーもしくはゴールドにまで上げる方法に関する勧告) について、LEI Guideline 99-25で述べられている。改善するための期間は、改善の程度に応じて1年から5年の間で決められる。 CBFM区域においても、同様の方法がとられる。

		<ul style="list-style-type: none"> ▪ LEI Guideline 99-25 (天然林のための勧告), ▪ LEI Guideline 99-35 (植林のための勧告), ▪ LEI Guideline 99-45 (CBFMのための勧告) 		
	<p>b. 認証機関及び認定機関からの監査訪問は、少なくとも毎年実施されること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ LEI Guideline 99-24 ▪ LEI Guideline 99-26 天然林用(第5章) ▪ LEI Manual 11 (第3.7節) 段落 11.2 ▪ LEI Guideline 99-36 植林用(第6章) ▪ LEI Guideline 99-46 CBFM 用(第5章及び第6章) ▪ LEI Guideline 88-26 (第4章) 	部分的に適合	<ul style="list-style-type: none"> ▪ FM認証の有効期間は、天然林及び植林については5年間、CBFM区域では10年から15年間、そしてCoC認証については3年間である。 ▪ 監査は、ゴールドに格付けされた天然林もしくは植林の区域に対しては5年の期間の間に少なくとも二度、シルバーに対しては少なくとも三度、ブロンズに対しては少なくとも四度（つまり毎年）実施される。いかなる場合でも、最初の監査訪問は、認証後の最初の1年以内に行う。 ▪ 監査訪問は、必要な場合はもっと頻繁に行われることもある。 ▪ CoC認証の監査は、半年ごとに行われる。 ▪ CBFMの監査は、さほど頻繁には実施されず、使用された枠組みや格付けの結果による。すべての場合において毎年は行われぬ（最大で2年ごと）。 ▪ Guideline 99-46では、最初の訪問は、始め5年間のうちに実施することとさらに規定している。 ▪ LEIは、完全な認定を得た認証機関の監査（事務所訪問）を年に一度実施しなければならない。要求事項8.2a参照。

	C. 監査の結果として出された是正要求を伴う、遵守のための明確な期限があること。	<ul style="list-style-type: none"> LEI Guideline 99-24 LEI Guideline 99-26 	該当せず	<ul style="list-style-type: none"> 個々の監査訪問の後、すべての指標につき、AHPを通じて再度採点される（再評価されなかった指標については、古い結果が用いられることとなる）。当該区域がブロンズ級の最低点にも達しない場合、認証機関は認証を取り消すこととなる。 是正要求は、明確に述べられておらず、遵守のための期限は設定されていない。 実施に関するコメント：認証機関が、結果を審議するためにさらなる専門委員会Ⅱ会合の開催を求めるとか、当該区域に改善のための時間を与えるのかについて、LEIは正確には定めていない。インタビューをした3つの認証機関は、異なる方法を提案した。
<p><u>基準 10</u> すべての団体に開かれ、かつ費用効果的である。</p>	a. 施業管理対象の規模、位置もしくは森林タイプに関係なく、すべての参加者が公平に利用できる方法があること。	<ul style="list-style-type: none"> LEI Standard 5000 LEI Standard 5000-1 (天然林) LEI Standard 5000-2 (植林) LEI Standard 5000-3 (CBFM, 第3条及び第4条) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> LEIのシステムは、無差別の原則に基づいている。 すべての森林管理タイプに申請資格がある。 LEIは、森林管理及び所有のすべてのタイプに適合させるために、別々の基準を策定した。
	b. 上記の方法により、小規模森林所有者、地域社会及び利用を制限されていた可能性のあるその他のグループにも手が届く費用で、森林認証を利用できること。	<ul style="list-style-type: none"> LEI Standard 5000-3 LEI Guideline 99.43.3 (CBFM 認証の提案) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> LEIは、小規模森林区域（NGO、資金提供者、関係産業）の協力者が、小規模森林区域、特にCBFM区域での認証に関する活動に出資することを認めている（第4条 項目 a）。 資質のある小規模区域のための経費節減アプローチとして、LEIは、非常に尊敬されている人物（例 研究者）を保証人とするのを認めている。この場合、認証は“名声による承認（recognition over claim）”に基づいて与えられ、認証及び監査に関する作業を縮小することができる（第4条項目 b）。

<p>基準 11 自発的な参加</p>	<p>a. グループ認証の場合、所有者もしくは彼らが指名した代理人と、認証の要求事項のためのグループ認証登録証を有する団体との間で一連の契約が交わされていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> LEI Standard 5000-3 (第 3条及び第4条) LEI Guideline 99.43.3 (CBFM 認証における申請, 第4条及び第5.2条) LEI Technical Doc. 05 (指標 S1.1; S1.5; S3.1) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> LEIのCBFMの定義：地域社会、協同体、または個人により伝統的に管理されているすべてのタイプの森林で、区域が小規模から中規模の場合 ((LEI Standard 5000-3 第3条;最大の規模については定義されていない)。 CBFM認証は、“タイプ分け”として示されているCBFM区域のタイプにより、様々なアプローチがある(LEI Standard 5000-3 第4条)。専門委員会 I は、認証アプローチで用いられる書類審査について次のように定めている。 グループ認証では、申請に先立って、認証されることを希望する個人の土地管理者間で契約が交わされなければならない。この契約には、管理目標、資源の将来性、関連した事業及び現在の管理システムの説明を含めなければならない(LEI Guideline - 99.43.3段落5.2 項目 a)。 認証の間、審査員は既存の協力協定の中身を審査する(LEI technical Doc. 05, 指標 S1.1; S1.5; S1.5; S3.1)。
	<p>b. グループの各構成員が、基準を満たす、さもなければグループから離脱することを確実にするための仕組みがあること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> LEI Technical Doc. 05 (指標: S3.2) 	部分的に適合	<ul style="list-style-type: none"> 参加は、自発的でなければならない(基準 10, LEI Guideline 99.43)。 内部グループ組織のための仕組みについては、LEIが指標S.3.2.で一般的に要点をまとめているだけである。しかしながら、この件に関するLEIの一般的な理解は、FCAGの要求事項と同等である。
	<p>c. グループの規則に違反した場合、強制させる機構があること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> LEI Technical Doc. 05 (指標: S3.2) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> 指標S3.2検証項目 2 は、協定に反した者のための制裁の仕組みが設けられているかどうかを確認する。
	<p>d. 参加するすべての森林所有者は、認証制度が設ける基準を遵守するという約束に署名していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> LEI Guideline 99.43.3 (CBFM認証の申請、第4条及び第5.2条) 認証機関申請様式 MAL Code of Practice 	部分的に適合	<ul style="list-style-type: none"> LEIの認証機関は、申請者 (Kooperasi) に申請の契約の中でこのことについて概説するよう求めている。 LEIの定義する、Kooperasi内の個人の土地所有者間の契約内容には、基準を遵守するという約束は明記されていない。

補遺 1 : ISO/IEC ガイド 65/1996 「製品認証機関に対する一般要求事項」に照らした LEI 認証制度の評価

注 : LEI システムでは、ISO/IEC ガイド 65 に関連する多くの事柄が、認定機関である LEI によって規定されている。認証機関を監督する LEI が十分な規定を設けてきた項目に関しては、その要求事項は達成されているとした。表を読みやすくするとともにガイドの要求事項を平易に説明するため、副節の内容ごとにガイドの質問を整理した。ガイドの質問がなかった場合も含めて、副節の全ての要求事項を査定した。適合していない点は備考欄に太字で表記され、適合の程度に応じて、適合、不適合、もしくは部分的に適合と判断される。

ISO/IEC ガイド 65/1996 の要求事項とガイドの質問	主な参考文献	所見	備考
4. 認証機関 4.1 全般的準備 ガイド項目の 4.1.1-4.1.4 : <ul style="list-style-type: none"> ・差別のない公正な手続きであること ・規模にかかわらず、あらゆる申請者が認められること ・認証の範囲に限定された要求事項であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI マニュアル 1 1 (3章3.1 article1、3.2 article2) ・ LEI ガイドライン 99-01 (article5) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての全般的準備については LEI と、認証機関への制約によって規定されている。 ・ LEI の認証機関は現在、LEI から完全に認定されるために、行動規約 (Aturan Pelaksanaan) と品質保証に関する文書を作成することになっている。 ・ 認証システムの開発と修正は完全に LEI の仕事であり、LEI が認証機関の業務を詳細に管理している (例えば、報告の基準、審査手順、訓練の必要事項など)。 ・ 従って、LEI の認証機関の役割は ISO/IEC ガイド 65/66 の記述よりも制約を受けている。
4.2 組織 ガイドの質問 : <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証機関の組織構造が公正な評価と認証決定を行いうるものであるか ・ 認証の維持、延長、中断および取り消しに関する決定の責任を認証機関が有しているか ・ 評価と認証決定を別を人間が行っているか ・ 認証機関が認証のプロセスや決定の信頼性、客観性あるいは公平性に疑念をもたれうる認証以外の生産やサービスを行っていないか ・ 認証機関は認証や他の関連事項を扱うに当たって供給者や第三者から苦情、要請や異議申し立てを受けた場合の対処方法についての方針や手続きを持っているか ・ 認証機関は十分な数の訓練された人員を雇用しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI マニュアル 1 1 (3章 article1 1.1.2 項、小章 3.3 1 項) ・ LEI ガイドライン 99-01 (article5 5.1.2 項、5.1.5 項) ・ LEI ガイドライン 99-03 (article7、7.1.3 項) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI は、認証機関は独立で利害対立と無縁でなければならないと規定している。 ・ LEI は、その認証機関が、被審査員とビジネス上の関係を持つことを許可していない。認証機関は森林認証におけるコンサルタントあるいは訓練機関として働くことを許されていない (ガイドライン 99-01:article5、5.1.2 項)。 ・ 現地審査員は認証決定の判断をすることを許可されてない。現地審査員は、現地調査での知見を専門委員会 II に報告し、専門委員会 I (選考過程) の知見、現地審査報告と公の協議に関する審査報告をもとにして専門委員会 II が独立的に認証決定の判断を下す。認証機関は独立した存在である専門委員会 II の判断に全面的に従う (ガイドライン 99-01:article5、5.1.5 項 「持続可能な森林管理 (植林) の認証機関は専門委員会 II が行った認証決定の判断を支持し、それについて責任を負う」)。

			<ul style="list-style-type: none"> ・認証機関はしばしば自由契約の登録済み審査員とともに審査を実施する。しかしその際、常雇用のスタッフ内から主審査員を置かなければならない。 ・審査員は、被審査員に関係する利害対立とは無縁であることを保証する文書に署名しなければならない。
<p>4.3 審査業務 ガイドの質問：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証機関は関連する製品認証システムとの適合性を評価するのに必要なあらゆるステップを踏んでいるか ・認証機関は認証審査を実施する人員の能力を観察し把握しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・LEI マニュアル 1 1 ・LEI ガイドライン 99-01 (5.1.4 項) ・LEI ガイドライン 99-15 シリーズ (持続可能な森林管理 (植林) 認証の認証機関の人員に関する一般的基準) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能な森林管理 (植林) 認証機関は LEI99 シリーズガイドラインと LEI55 ガイドラインに従って認証システムを実施する」(LEI ガイドライン 99-01 5.1.4 項)。LEI によって各段階は十分に規定されていると見なされている。 ・PT. MAL's and PT. TÜV's Quality Assurance Department が 2006 年から全ての認証業務の年次内部点検を行っている。 ・全ての審査員と専門委員会メンバーは LEI の人員登録事業体の訓練と登録を受けねばならない (マニュアル 11、小章 2.3 article2 2.1.4 項)。 ・LEI ガイドライン 99-15 は ISO62/1996 を参照している。
4.4 下請契約 (Sub-contracting)		該当せず	<ul style="list-style-type: none"> ・下請契約 (Sub-contracting) は LEI システムでは認められていない (LEI の文書では言及されていない)。
<p>4.5 品質システム (Quality System) ガイドの質問 4.5.1-4.5.3：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証機関は品質に関する方針を文書で定義し、それを組織内の全ての段階で実行することを保証しているか ・権限の系統を含めた認証機関の組織について記載はあるか ・上役その他の人員の名前、資格や権限はリスト化されているか ・マネジメントの点検の手順について概説してあるか ・文書管理の手順について概説してあるか ・認証機関の人員の採用、選抜、訓練や監督について手続きが存在するか ・非適合者の扱いについての手続きは記載されているか ・認証文書の認可、保管や取り消しに関する文章化された基準は記載されているか ・要請、苦情や異議申し立てへの対処方針は記載されているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・LEI マニュアル 1 1 (小章 3.2 article2: 品質保証システムの実施) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> ・LEI は認証機関に対して、品質保証システム (品質マニュアル) を作り、文書化して、その実行を全てのレベルにおいて保証するよう求めている。4.5 に明示されている全ての要求事項は LEI の認証マニュアルにおいて取り上げられている。 ・組織内の品質管理メカニズムは ISO の要求事項に基づいている (既述、および 4.7 参照)。しかし、ISO10011-1 について明示的に言及しているわけではない。

<ul style="list-style-type: none"> ・ISO10011-1の規定に基づいた内部監査実施の手続きは明確にされているか 			
<p>4.6 認証の認可、継続、延長、中断および取り消しの条件と手続き ガイドの質問 4.6.1/4.6.2:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証の認可、継続、取り消しおよび中断の手続きが構築されているか ・プログラムの内容（基準）や現地管理の水準（FMU や産業レベル）における重大な変更がなされた際に、プログラムを再評価する手続きが構築されているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・LEI マニュアル 1 1（小章 2.3 article2、2.1.5項） ・LEI ガイドライン 99（article4、4.6項） ・LEI 規則 (Statutes)（article2、6項） ・LEI ガイドライン 99-01 ・LEI ガイドライン 99-24 ・LEI ガイドライン 99-34 ・LEI ガイドライン 99-44 ・LEI ガイドライン 88-24（CoC; article9） 	適合	<ul style="list-style-type: none"> ・認証の認可、継続および取り消しの手続きの詳細は LEI によって、ガイドライン 99-24（天然林）、99-34（植林）、99-44（CBFM）および 88-24（CoC に関する意思決定）に定められている。 ・総会（「kongres」と呼ばれている）が LEI システムの再検討を要請する権限を持っている（LEI 規則 (Statutes) article22、6 節）。変更は kongres によって協議され、結果が承認されることが必要だが、承認前に一時的に変更が実施されることはあり得る。 ・認証機関の役割に関しては 6 節を参照のこと。
<p>4.7 内部監査と管理の点検（management review） ガイドの質問 4.7.1/4.7.2:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査は定期的に行われ、そのような管理の点検の記録が残されているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・LEI マニュアル 1 1（小章 3.2 article2、2.3.8.1項） 	適合	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての認証機関は認証業務の年次内部点検を行い、その結果を組織内で文書化している。 ・LEI は認証機関に対して、独自の内部監査手続きを構築するよう求めている。その結果は LEI が査察時に査察できることになっている。
<p>4.8 文書化 ガイドの質問 4.8.1/4.8.2:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証機関の認証システム、規則、認証の認可・継続・延長・中断および取り消しの手続きに関する記載のある文書が入手可能であるか ・申請者が支払う費用についての情報と経済的サポートの手段に関する記述があるか ・認証ロゴの使用と認証を受けていることの表明方法に関する申請者の権利と義務が明確に記述されているか ・苦情、要請や異議申し立てへの対処手続きに関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・LEI ウェブサイト ・MAL 実施基準 ・TÜV 申請フォーム ・LEI ガイドライン 99-24 天然林用（意思決定） ・LEI ガイドライン 99-34 植林用（意思決定） ・LEI ガイドライン 99-44 CBFM 用（意 	適合	<ul style="list-style-type: none"> ・認証の認可・継続・延長・取り消しおよび異議申し立てへの対処の手續きについては、LEI システムで完全に規定されており、その情報は LEI のウェブサイトで入手可能である。認証機関はそれらの手續きについて、実施基準（これに申請者の署名を得る）あるいは申請書、契約書の用紙の中で簡単に概説している。 ・費用についての記述は申請者への見積書にある。この情報は公にはされない。 ・認証機関の文書管理手續きは ISO9000 を参照している。 ・LEI は最近ウェブサイトに認証製品とその供給者の情報を提示

<p>が入手可能であるか</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書とデータの管理に関する手順が認証機関によって規定されているか 認証製品とその供給者の一覧があるか 	<p>思決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> LEI マニュアル 11 (小章 2.5) (LEI のロゴ使用に関する情報) LEI ガイドライン 22-01 (ロゴ) LEI ガイドライン 55 (不服、異議申し立て) 認証機関文書 		<p>した。</p>
<p>4.9 記録 ガイドの質問:</p> <ul style="list-style-type: none"> 記録のシステムは認証の特殊な必要性を満たし、既存の規定に適合するか 記録は少なくとも 1 認証サイクル以上、あるいは法に定められているとおりに保管されているか 	<ul style="list-style-type: none"> LEI マニュアル 1 1 (3 章 小章 3.2 article2、2.3.10 項:「記録」) MAL と TÜV の内部記録システム 	<p>適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> LEI は認証機関に、関連する全ての活動と結果に関する文書化を保証する記録システムを構築するよう求めている。認証機関は記録の保管に関する決定においては関連法に従っている。 MAL の記録システムでは認証についての文書は 4 年間保管されることになっているが、これは認証サイクルより 1 年短い。 TÜV の森林認証の記録システムでは、ISO の基準に従っている。 Sucofindo はまだ LEI の元で一度も審査を行っていない。
<p>4.10 守秘義務 ガイドの質問:</p> <ul style="list-style-type: none"> 認証審査の過程で得られた情報の機密を保持する準備は十分か 	<ul style="list-style-type: none"> LEI マニュアル 1 1 (3 章 小章 3.2 article2、2.3.11 項:「守秘義務」) 	<p>適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> LEI は認証機関に対して、組織の各レベルにおいて守秘義務に関する方針を作成するよう求めている。
<p>5. 認証機関の人員 5.1 一般 ガイドの質問 (例):</p> <ul style="list-style-type: none"> 認証機関の人員は技術的な判断、方針立案やそれらの実行能力があるか 明確に文書化された指導書が存在するか 	<ul style="list-style-type: none"> LEI マニュアル 1 1 (小章 3.2 article2、2.3.13 項 認証機関) LEI ガイドライン 99-02 (現地審査員) LEI ガイドライン 99-03 (専門委員会) LEI ガイドライン 99-01 (article5、5.1.2 項) 	<p>適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> LEI は認証に関係する全ての人員 (審査機関、審査員、専門委員会メンバー) への要求事項を規定してきた。 LEI は LEI の認証を行う全ての人員の登録を担当する人員登録事業体を設立した。人員登録事業体は最近、政府研究局 (LIPI: Lembaga Ilmu Pengtahuan Indonesia) の管轄下に置かれた。 LEI は責任を持って関連する訓練を行っている。LEI は各認証機関が LEI の森林認証に関して独自の訓練プログラムを実行するのを許可していない (上記参照)。
<p>5.2 品質基準 ガイドの質問 (例):</p>	<ul style="list-style-type: none"> LEI マニュアル 1 1 (小章 3.2 	<p>適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上記参照 利害対立を説明した文書に審査員と専門委員会は署名しなけ

<ul style="list-style-type: none"> ・認証機関は人員が最低限有すべき能力について基準を設定しているか ・認証機関はその人員に対して、これから携わる評価や認証に関して、製品の供給者あるいは設計者と過去に関係があった、あるいは現在関係があるならばそれを申告する同意書に署名することを求めているか ・認証機関は訓練の記録を保管しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ article2、2.3.13.4 項) ・ LEI ガイドライン 99-02 (現地審査員) ・ LEI ガイドライン 99-03 (専門委員会) ・ 認証機関内部文書 		<p>ればならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (認証機関の業務管理者 (operation manager) へのインタビューで入手した情報によると、人員の資格、訓練履歴と人員評価は LEI の認証機関で入手できる。
<p>6. 認証の要求事項変更 ガイドの質問 (例) :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証機関は、要求事項に変更を行うときには適切な告知を行っているか ・ 認証機関は、変更の詳細や有効期日を決定する前に利害関係者から表明された意見を考慮に入れているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI マニュアル 1 1 (小 章 3.2 article2 、 2.3.12.3 項) ・ LEI 規則 (Statutes) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI は認証機関に、基準、手続きや要求事項の変更に関しては情報を公にするよう要求している (2.3.12.3 項)。 ・ 変更は、普通はワークショップにおいて利害関係者から LEI に伝えられる意見に基づくことになっている。
<p>7. 要請、不服や異議申し立て ガイドの質問 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供給者 (例えば森林管理者、林産業者) やその他の当事者から表明された要請、不服や異議申し立ては認証機関の手続きに従って処理されるか ・ 一連の対応についての記録はあるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI ガイドライン 55 (認証決定に伴う問題の解決のためのガイドライン) ・ LEI マニュアル 1 1 (小 章 3.2 article2、2.3.10.2h 項、 2.3.10.2d 項) ・ LEI ガイドライン 99 ・ LEI ガイドライン 88 	適合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被審査員は現地審査の結果についての意見を、専門委員会 II 会議の初日に提出する権利を有している。 ・ LEI は認証の決定に関する苦情は、関連する認証機関に通知することと定めている。認証機関はその問題を次回の監査訪問の際に取り上げるか、あるいはより一般的には、独立した DPS の開催を求める。 ・ LEI の CoC 認証システムは「全ての利害関係者は」認証の決定と確認に関するあらゆる要請・不服・異議を表明する」よう呼びかけている」(LEI ガイドライン 88)。 ・ LEI は認証機関に対し、ロゴと宣伝の使用を監視するよう求めている。LEI と審査機関との契約では、両者間の意思疎通について規定されている。 ・ 不服や異議申し立て (非適合レポート) とその対処に関する記録は認証機関に保持され、求めに応じて DPS に提供される。 ・ TÜV は今年中に、要請・不服・異議についての一般公開の「お客様の声データベース」を構築したいとしている。
<p>8. 申請 8.1 手続きに関する情報 ガイドの質問 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証機関は、評価方法と認証手続きの説明および関連する詳細な情報を提供しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI ガイドライン 99 ・ LEI マニュアル 1 1 (認定) ・ LEI ガイドライン 99-43.3 (CBFM の申 	適合	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI の認証機関は、天然林と植林に対する認証申請者は協力企業の説明と厳密な計画報告を含む様々な書類を提出するよう規定している。 ・ 申請フォームは認証機関によって作成されている。 ・ 情報へのアクセス、ロゴ使用やその他の必要事項を確認する

<ul style="list-style-type: none"> ・認証機関は認証申請者である供給者に対して、申請を中断あるいは中止する場合は、認証に触れている全ての広告物の使用をやめるとともに認証機関の求めに応じてあらゆる認証文書を返却するよう求めているか ・認証機関は、認証される生産品を評価するのに必要なあらゆる情報を認証申請者である供給者が提供することを示した文書を求めているか 	<p>請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MAL 実施基準 ・ MAL 申請フォーム 		<p>ものである MAL の実施基準には、認証審査が始まる前に申請者の署名を得なければならない。TÜV はこれらの点を認証の契約・申請フォームで管理している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ラベル使用に関する情報は LEI ガイドライン 22-01 と 22-02 に記載されている。
<p>8.2 申請 ガイドの質問：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証機関は申請者に対して、認証のための要求事項に従うことに同意する文書を要求しているか ・ 認証機関は審査の範囲、認証を受ける製品を含む重視される企業データが提供されることをその申請フォームの中で要求しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI マニュアル 1 1 ・ MAL・TÜV 申請フォーム 	適合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記参照
<p>9. 評価の準備 ガイドの質問 9.1-9.4：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証機関は評価を始める前に、要求事項が明確に定義・文書化・理解されていることを保証するために、申請のレビューの評価と記録保管を実施しているか ・ 認証機関は評価業務に必要な準備がなされるような計画があるか ・ 認証機関は資格を持つ人員を割り当てているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI ガイドライン 99 ・ LEI ガイドライン 99-02 (現地審査員) ・ LEI ガイドライン 99-03 (専門委員会) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門委員会 I は書類審査とオプションの現地調査に基づき、最重要の指標に関する現地審査の勧告を与えるとともに、監査チームの構成についても意見を提示する。 ・ 現地での審査業務に先立ち、審査員が審査計画を作成する。具体的な準備を行う必要上、審査計画は被審査員と話し合われる。 ・ 審査員の資格については LEI が規定している。
<p>10. 評価 ガイドの質問 (例)：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証機関は申請者の生産品を基準と照らし合わせて評価しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI マニュアル 1 1 (小 章 2.3 article2 、 2.1.1 項) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>手続きに関する注</u>：ISO は「生産品」という言葉をプロセスやサービスを含めた非常に広い意味で用いている。
<p>11. 評価報告書 ガイドの質問 (例)：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証機関は審査報告書を通じて、認証のあらゆる要求事項を満たしているかどうかの調査結果がわかるようになっているか ・ 評価結果が認証機関によって申請者に迅速に伝えられることが保証される手続きとなっているか ・ 認証の要求事項を満たすために改めなければならない不 	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI ガイドライン 99 ・ LEI ガイドライン 99-22 (報告) ・ LEI ガイドライン 99-24 (意思決定プロセス) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEI の報告に関するガイドラインで完全に規定されている。 ・ <u>最後の点に関する注</u>：LEI の意思決定システムは、追加評価を許していない。審査結果は「合格」か「不合格」のどちらかである。

<p>適合点を報告書が明確に示すことを保証する手続きとなっているか</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加評価や検査がどの程度必要かを報告書が明確に記述することを保証する手続きとなっているか 			
<p><u>12. 認証の決定</u> ガイドの質問 (例) :</p> <ul style="list-style-type: none"> 認証機関が下す決定は、評価の過程で得られた情報およびその他の関連する情報に基づいているか 認証機関は、認証の認可、継続、延長、中断および取り消しの権限を外部の個人や組織に委譲するか 認証許可証は、認証の範囲 (型と範囲で認証された製品を含む)、認証製品、製品の規格やその他の標準的文書、適用可能な認証システムと認証の有効期間を示している 	<ul style="list-style-type: none"> LEI ガイドライン 99-24 (意思決定プロセス) 認証機関の登録認定書の例 	適合	<ul style="list-style-type: none"> プロセスは LEI の意思決定に関するガイドラインで完全に規定されている。 専門委員会は LEI システムの意思決定プロセスを採用しているが、認証の許可権限はまだ認証機関にある。 <u>手法に関する注</u> : 12 節の遵守を確認するために、我々は LEI の認証機関からこれまでに発行されている認証許可証を調査した。
<p><u>13. 査察</u> ガイドの質問 (例) :</p> <ul style="list-style-type: none"> 認証機関は査察の手続きを文章化しているか 認証機関は供給者に対して、重大な変更があった場合は認証機関に通知するよう求めているか 認証機関は、認証機関の再検討変更手続き時の製品の出荷を見合わせるよう求めているか 認証機関は、査察の報告を文書化しているか 認証機関は定期的に市場に出回った製品を評価しているか 	<ul style="list-style-type: none"> LEI ガイドライン 99-26 LEI ガイドライン 99-46 MAL 実施基準 	部分的に適合	<ul style="list-style-type: none"> 査察の手続きと報告については LEI によって規定されている。 認証機関は認証体に対して、重大な変更や問題が発生した場合は認証機関に連絡するよう求めている。 認証の基準や手順に変更があった場合、次回の審査は新しい方法によらねばならない。認証体は、変更から 12 ヶ月以内に新しい基準に適合しなければならない (LEI ガイドライン 99 article5)。 LEI システムは、認証体の側や認証の手順において重大な変更があったときも、認証機関による次回の査察までは製品の出荷見合わせを求めている。
<p><u>14. ライセンス、認定証、認証適合のマークの使用</u> ガイドの質問 (例) :</p> <ul style="list-style-type: none"> 認証機関はライセンス、認定証、認証適合のマークの所有、使用および表示について適正な管理を行っているか 認証システムに関して不正確な言及や誤解を招く表現があった場合は適切な対処がなされているか 	<ul style="list-style-type: none"> LEI マニュアル 11 (小章 2.5 「LEI のロゴ使用に関する情報」) LEI ガイドライン 22-01 (小章 2.8 2.3.5 項) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> 認証機関はロゴの管理責任者を任命しなければならない。 ロゴと認定書の使用に関して大きな違反行為があった場合は LEI は法的措置に訴えることになるだろう。 注 : まだ LEI のロゴを製品に使用した企業はない。
<p><u>15. 供給者に対するクレーム</u> ガイドの質問 (例) :</p> <ul style="list-style-type: none"> 認証機関は供給者に対して、製品の規則遵守に対するクレームが寄せられた際にはそれを記録し、その記録を認 	<ul style="list-style-type: none"> LEI マニュアル 11 (小章 3.2 article2 2.3.2 項、2.3.10.5 項) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> 認証機関の品質保証システムによって規定されることになっている。 LEI の認証機関は顧客に対し、製品の規則遵守に関するクレームを記録し、取った対応を文書化するよう求めている。

<p>証機関の求めに応じて提供できるようにするよう求めているか</p> <ul style="list-style-type: none">・ 認証機関は、そのようなクレームやそれによって見つかった認証の要求事項に抵触する製品やサービスの欠陥に対して適切な対応をし、取った対応を文書化しているか			
---	--	--	--

補遺 2 : ISO ガイド 14020 (2000) に照らした LEI 認証制度の評価 : 環境ラベル及び宣言 - 一般的原則

注 : 適合していない点は備考欄に太字で表記され、適合の程度に応じて、適合、不適合、もしくは部分的に適合と判断される。

ISO 14020 要求事項	主要な参考文献	所見	備考
4. 一般的原則 4. 2. 原則 1 環境ラベル及び宣言は正確、かつ検証可能、関連性があり、また誤解を招かないものであること。	<ul style="list-style-type: none"> LEI マニュアル 22-01 (ロゴ指針) LEI マニュアル 22-02 (ロゴ使用ガイドライン) LEI 規則 (22 条、パラグラフ 6) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> LEI のロゴはその産物が持続可能な森林経営 (第 1 章、マニュアル 22-01) を満足させるものであることを示している。緑色、地球を示す円、人類を示すシンボルなどを用いている (小章 1. 1、マニュアル 22-02) LEI とその認証機関はロゴの使用について監視しなければならない (第 2 章、マニュアル 22-01) LEI 認証制度については、定期的なレビューが行われる (LEI 規則)。 ISO14020 原則 1 では、「環境ラベルと宣言は、理解可能であるべきであり、産物やサービスを購入しようと考えている者を誤った方向に導くことがないようにすべきである」と述べられている。この側面は判断が困難であり、(上述の) ロゴのデザインとプロモーションの問題である。
4. 3. 原則 2 環境ラベル及び宣言についての原則と要求事項を策定、採用、あるいは適用することは、国際貿易の不必要な障壁を作り出すことを念頭に、あるいはそのような影響を与えるために行われてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> LEI マニュアル 22-01 (ロゴ指針) 	適合	
4. 4. 原則 3 環境に関するラベル及び宣言は、その主張を裏付け、また正確かつ再生産可能な結果を生むような、十分に徹底的かつ包括的な科学的方法に基づいたものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> LEI ガイドライン 5000 LEI ガイドライン 99 (持続可能な森林管理 (植林) の認証制度) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> ロゴは LEI の認証基準と認定プログラムに基づいている。両者とも科学的経験を反映している。
4. 5. 原則 4 環境ラベル及び宣言を支援するための手続き、手法及び何らかの基準についての情報は、請求された場合に全ての関心ある向きに提供されなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> LEI ウェブサイト LEI マニュアル 22-01 (ロゴ指針) LEI マニュアル 22-02 (ロゴの使用) 	適合	
4. 6. 原則 5		不適合	<ul style="list-style-type: none"> しかしながら、全ての持続可能な森林経営の認証の考え方が、認証産品の

環境ラベル及び宣言の制定に際しては、生産物のライフサイクルについての全ての関係ある側面について考慮に入れなければならない。			ライフサイクルの全てを統制しているわけではない。
4. 7. 原則6 環境ラベル及び宣言は環境パフォーマンスの維持もしくは向上の可能性がある新機軸の採用を妨げるものであってはならない。	<ul style="list-style-type: none"> LEI マニュアル 22-01 (小章 5.3, 2.3.1 及び 2.3.2) LEI マニュアル 22-02 (第3章) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> LEI はロゴの材料についての産物の表示において柔軟性を認めている。 LEI はロゴの申請の間において技術的問題が発生した場合の決まった対応はない。
4. 8. 原則7 環境ラベル及び宣言に関係した事務的申請や情報の要求は、ラベルや宣言の適用する基準及び標準を設定するのに必要なものに限られる。	<ul style="list-style-type: none"> LEI マニュアル 22-01 (ロゴ指針) LEI マニュアル 22-02 (ロゴの使用) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> LEI のロゴ指針は単純明快である。 LEI のロゴは専売特許を取得している。
4. 9. 原則8 環境ラベル及び宣言を制定するプロセスにおいては、関心者との開かれた、参加型の意見聴取が行われなければならない。その全過程を通じて、合意が得られるよう十分な努力が図られなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> LEI マニュアル 22-02 (ロゴの使用) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> LEI の認証及び認定基準の策定プロセスは全ての利害関係者に対して開かれている。 LEI のロゴの指針開発は一件の利害関係者の意見聴取によって開始された (最終版のロゴ基準は内部で策定された)。 LEI のロゴはそのメンバーによって理解されている。
4. 10. 原則9 環境ラベルあるいは宣言に関係する生産物及びサービスの環境面についての情報は、環境ラベルあるいは宣言を実行している者によって、購入者及び潜在的購入者に提供されなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> LEI マニュアル 22-01 (ロゴ指針) LEI マニュアル 22-02 (ロゴの使用) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> ロゴの使用に関する情報は冊子として印刷されているほか、LEI のウェブサイトにおいても入手可能となっている。

評価結果：森林認証評価ガイドに基づくインドネシア国内レベルにおける FSC 認証制度の評価

注：本分析は FCAG を FSC の国際的枠組みに幅広く適用するための国内レベルにおける評価の詳細基準に焦点を当てている。適合していない点は備考欄に太字で表記され、適合の程度に応じて、適合、不適合、もしくは部分的に適合と判断される。

第 2 部：基準と基準設定のプロセス

FCAG 基準	FCAG 要求事項	主な参考文献	所見	備考
<p>基準 3 制度管理及び基準設定における、すべての主要な利害関係者グループによる実質的かつ公平な参加</p> <p>詳細基準 3.1 実質的な利害関係者の参加</p> <p>3.2 バランスのとれた意思決定方法</p>	<p>詳細基準3.1に関する要求事項： a. 関連する利害関係者グループは、参加を公的に要請されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • FSC 基準 20-003, 3.1 • FSC ニュース (http://www.fsc.org/en/whats_new/news/news_notes/30) • SGS QUALIFOR インドネシアの森林経営基準 2005 年 • Smart Wood インドネシアの森林経営の評価のための暫定ガイドライン、2003 年 • 共同認証協定、2000 年 9 月 	適合	<ul style="list-style-type: none"> • <u>注：基準 3.1 については、インドネシア国内において FSC のナショナルイニシアティブがないことから、インドネシアの FSC の認証機関による暫定基準の策定に関してのみ分析が行われた。基準 3 に関わる他の全ての面については、FSC 認証制度の国際的な包括的評価においてすでに分析されている。</u> • FSC は現在「認証団体の暫定基準を用いた認証を 5 年以内に段階的に取りやめる」ための適切な方法を検討している（一般総会動議 48 の活動、FSC ニュース、2006 年） • FSC は認証機関がその暫定基準の適用を図るに当たって広範な利害関係者の意見を聞くこととしている。暫定基準は HCVF 地域の本審査開始の少なくとも 1 ヶ月前には公表されなければならない。 • 連絡をとるべき利害関係者の包括的なリストが FSC 基準 20-003、3.1.3. に示されている（FCAG のガイダンス項目 a で必要とされている学術団体は含まれていない）。 • インドネシアでは、FSC と LEI の認証機関との JCP を通じて、持続可能な森林管理（天然林）の認証については、「JCP に基づき・・・インドネシアで活動する全ての認証機関が LEI の基準・指標を用いる。すなわち、FSC の認証機関は、FSC の要件を越える場合、及び LEI の基準・指標に含まれていない何らかの追加的な FSC の要件が必要な場合、いずれの場合も全て LEI の基準・指標を用いる。」ことについて全ての関係者の合意がなされている。

			<ul style="list-style-type: none"> • JCP は 2005 年 12 月に締結されたが、植林及び CBFM は含まれていない。 • 暫定基準の設定に当たって、SGS と Smart Wood は、LEI の基準を引用し、利害関係者の意見を求めることによって、LEI の基準・指標を包括的な基準に組み入れている。 • SGS はその素案をインドネシアの重要な利害関係者に配布したが、何の反応も得ることができなかった。暫定基準の適用は FSC の PT.DRT による SGS についての不定期監査において、「<i>SGS QUALIFOR</i> はその包括的基準について、適切な利害関係者の意見聴取プロセスによって、インドネシアの地域に適合したものであることを確保する必要がある」旨の批判を受けた。SGS はこの是正勧告について 2004 年の 6 月までに処理をすることを要請された。最新版の暫定基準（2005 年 3 月）には、実施された意見聴取の量について記されていない。 • Smart Wood は、これまでに 3 版のインドネシアの暫定ガイドラインを策定してきており（Smart Wood、2003 年）、利害関係者の意見、LEI の意見、及び FSC 認証についての最近の解釈：例えば、原則 2 及び 3、インドネシアにおける研究（Colchester ほか、2003 年）を取り入れるよう努めてきている。Smart Wood は、「暫定基準を使用したあらゆる認証についての経験を交換するために、積極的に LEI や他の利害関係者と関わっていく計画である」という声明を出している（Smart Wood 2003 年）。Smart Wood は現在その 3 次素案の内部において修正を行っているところである。対外的な意見聴取が行われるとみられるが、いまだ開始されていない（Smart Wood との個人的なやりとり）。 • PT. Perum Perhutani において近々予定されている認証審査に用いるため、ウッドマークによる基準の適合プロセスが行われることになっているが、まだ開始されていない。
--	--	--	---

<p>b. 関連する利害関係者グループが実質的に参加したこと。</p> <p>ガイダンス項目 a : 関連する利害関係者グループは次のように定義される：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府を含む森林所有者、及び／もしくはそれらの協会の代表 ・ 製品製造業者、販売業者、小売業者 ・ 科学者／学術団体 ・ 環境NGO、社会NGO／組織（例 労働組合、消費者協会） ・ 先住民の代表 <p>ガイダンス項目 b : 基準設定及び制度管理に参加するNGOは以下の諸条件を満たす必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の関心事項を合法的に示すこと ・ 代表者は所属団体に確実に説明できること ・ 主たる分野で実績を有すること ・ 認証システムに関心があり、影響を受けること ・ 幅広いメンバーからなること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ FSC 基準 20-003、4.5 	<p style="color: red;">部分的に適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ FSC は認証機関が利害関係者の関心事項について有意義に対応することを規定している。 ・ しかしながら、ガイダンス項目 b の NGO の基準の設定と管理への参加について FSC が満たしていない要素がある。例えば、参加する NGO はその構成者に対して説明責任を持つか、あるいは当該事項についての実績を有することが必要である点である。 ・ FSC の認証機関は、今日まで、LEI の認証機関と共同作業を行い、暫定基準について LEI の天然林の基準と照らし合わせ、数多くの機会において利害関係者の意見を求め、地域の認証の専門家と基準の問題について議論をすることにより、十分に有意義な協議を行ってきていると考えられている（例えば、森林認証に関するインドネシアの実務者のためのワークショップ（Klompok Praktisi Sertifikashi KPS）、及び JCP 会議）。 ・ インドネシアの認証機関の暫定基準の順応性が適切かどうかについては、現場レベルにおいて各基準の更なる調査が必要である。
<p>c. 関連する主要な利害関係者グループの実質的な参加が得られなかった場合でも、利害関係者を関与させる方法が整っていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ FSC 基準 20-003、3.1.4 	<p style="color: red;">不適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ FSC の手続きは利害関係者への連絡のための必要な活動を定めている。不十分であった際の追加の対策については考慮されていない。

	d. 利害関係者を取り込むための取り組み、及び利害関係者から提起された問題がどのように取り組まれているかが記載された文書があること。	<ul style="list-style-type: none"> • FSC 基準 20-003, 4.4 及び 5.1) • FSC 基準 20-006, 6.1 及び 7.3 	適合	<ul style="list-style-type: none"> • FSC は認証機関が暫定基準を策定するために、以下の記録を義務づけている： <ul style="list-style-type: none"> a) 暫定基準についての意見を求めた個人・組織のリスト b) 暫定基準の修正についての文書のやりとりまたは意見 c) 全ての国内基準、暫定基準の修正のために考慮された基準の素案あるいは他の情報源のコピー
3.2 バランスのとれた意思決定方法	詳細基準 3. 2 に関連する要求事項： e. 意思決定過程は、関連する利害関係者グループ間の合意を得ようとするものであること。	<ul style="list-style-type: none"> • FSC 基準 20-003, 4.5 	不適合	<ul style="list-style-type: none"> • 認証機関がその包括的基準の修正に関して合意を目指し、ないしは達成することは求められていない。認証機関は単に利害関係者の関心事項を有意義に処理することとされているに止まる。
	f. 合意に達しない場合に、バランスのとれた意思決定ができるような方法が整っていること。こうした方法では下記のことが行われる： <ul style="list-style-type: none"> • 主な利害関係者グループが意思決定過程において支配したり、されたりすることが確実に無いようにすること。 • 主な環境、社会もしくは経済に関する利害関係者が押し切られるのを防ぐ投票システムを定めること。 • 主な利害関係者グループの代表のいずれかが欠席の場合は意思決定をできないようにする方法を含めること。 	<ul style="list-style-type: none"> • FSC 基準 20-003, 4.5 	不適合	<ul style="list-style-type: none"> • FSC 暫定基準においては求められていない。

第3部 認証及び認定の手續の適合性

FCAG 基準	FCAG 要求事項	主な参考文献	所見	備考
<p>基準7 意思決定の透明性及び公表</p> <p>詳細基準 7.1 認証制度の要求事項の公表</p>	<p>FCAGはISO及びISEALの規則に基づいた10の基準が記載されている。さらに、以下の要求事項が示されている；</p> <p>a. 上記に加えて、認証制度は、認定・基準及び認証に関するすべての要求事項を示す文書を公表すること。必要な場合は、生産・加工・流通各段階及び意見調整についても同様とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • FSC ウェブサイト • Smart Wood 及び SGS ウェブサイト 	適合	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての関係報告書が FSC ウェブサイトにおいて入手できる。 • 暫定基準は、現在インドネシアで活動中の FSC により認定された認証機関のウェブサイトで入手できる。
7.2 認証及び認定レポートの公表	<p>a. 森林管理の評価及び監査のレポートの公表は、それぞれの認証を決定もしくは維持するための論理的な根拠となること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本審査： FSC-STD-20-009,5 • 監査： FSC-STD-20-009, 7.2 • SMART WOOD 及び SGS ウェブサイト 	適合	<ul style="list-style-type: none"> • 本審査と監査についての公的レポートは、FSC により認定されているインドネシアの認証機関のウェブサイトにおいて入手可能である。 • <u>実施に関するコメント</u>：Smart Wood はレポートをインドネシア語でも入手可能としているのに対し、SGS は英語のみである。このことは、FSC-STD-20-009 の要件を満たしていない。
	<p>b. 森林管理の評価について公表されるレポートは、基準の適合に関する主な結果を示すことで認証の決定を正当なものとすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • FSC-STD-20-009, 4 • インドネシアにおける FSC 認証経営体についての公的レポート (SMART WOOD / SGS ウェブサイト) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> • 認証機関によって、十分に規定されている。

	c. 森林管理の評価及び監査について公表されるレポートには、評価されている施業の実施状況に関して提起された是正要求を含めること。	<ul style="list-style-type: none"> 本審査： FSC-STD-20-009, 4.1.3, 5.2 監査： FSC-STD-20-009, 7.2, f インドネシアにおける FSC 認証経営体についての公的レポート (SMART WOOD / SGS ウェブサイト) 	適合	<ul style="list-style-type: none"> 認証機関によって、十分に規定されている。
	d. 認定について公表されるレポートは、認定の決定のための論理的な根拠となること。	<ul style="list-style-type: none"> ASI-PRO10-1735.1 ABU-GIO-10-111-5.7 	適合	<ul style="list-style-type: none"> 認定決定に続いて、FSC は認定レポートの公開要約版を作成する。同文書は要請に応じて誰でも手に入れることができる。
	e. 認定について公表されるレポートは、評価された認証機関の実施状況に関して出された、是正要求を示すこと。	<ul style="list-style-type: none"> ASI-PRO10-173.5.1.1.6e, 5.1.73c 	適合	
	f. 公開レポートは簡単に入手可能であることが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 認証： FSC-Std20-009,2 認定：ASI-PRO 10-173,5.1.8 SMART WOOD 内部文書 	適合	<ul style="list-style-type: none"> 公開要約版は、認証が発行されてから 30 日以内に、認証機関のウェブサイト上で公開される。 <u>実施に関するコメント</u>：SGS は PT.DRT についての最新の監査レポートを 2004 年 1 月にホームページ上で公表している。
基準 8 森林管理の実行及び生産・加工・流通各段階について、信頼性と独立性を備えた審査	要件 8.1-8.3 については、“森林認証評価ガイドに基づく包括的な FSC 認証制度の評価”を参照。		適合	

8.4 認証及び認定の過程における利害関係者との協議	a. 認定機関は、認証機関の初期評価及び監査の一環として、積極的かつ文化的に適した対外的な協議を行う義務を負うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ASI-PRO 20-112; 5.5.5.3 監査については、ASI-PRO 20-113, 5.4.7 FSC ウェブサイト 	適合	<ul style="list-style-type: none"> FSC による SGS による PT.Diamond Raya Timber 社の不定期監査についての公開要約版が入手可能である（「FSC 認定情報ノート」）。また、特別「SGS Qualifor の PT Diamond Raya Timber の認証についての利害関係者の反応に関するレポート」が FSC のウェブサイトで入手可能である。
	b. 認証機関は、認証取得者の初期評価及び監査の一環として、積極的かつ文化的に適した対外的な協議を行う義務を負うこと。	<ul style="list-style-type: none"> FSC 基準 20-006 	適合	<ul style="list-style-type: none"> インドネシアでは、Smart Wood と SGS が評価期間の間に、異なるレベルの利害関係者の公開会合を開催した。経験が集積されるにつれて手続きは改善した。 地域の専門家は常に本審査及び監査訪問に参加していた。 オブザーバーは顧客の同意が得られた場合、評価に参加することが認められていた。
	c. 認証及び認定の意思決定の過程で、利害関係者の意見を考慮するための適切な方法があること。	<ul style="list-style-type: none"> 認証については、FSC 基準 20-006 認定については ABU-GUI-10-111、5.5 	適合	<ul style="list-style-type: none"> Smart Wood と SGS は、評価レポートの公開要約版において、利害関係者から出された懸念事項について回答している。
8.5 不服と異議申し立ての仕組み	<p>認定機関、認証機関及び基準設定機関についての不服・異議申し立てに関する仕組みは、次の通りとすること：</p> <p>d) あらゆる利害関係団体が利用できる。</p> <p>e) 公表されている。</p> <p>f) 申し立て者に費用はかからない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> FSC ナショナルイニシアティブマニュアル、5.4 及び 12.3.1 SGS ウェブサイト（公的要約 PT.DRT, 監査訪問 6） ABU-INF-2004-11-24（認定費用の推定） 	部分的に適合	<ul style="list-style-type: none"> 不服（公式及び非公式）は担当の認証機関に無料で提出することができる。 現在までのところ、インドネシアでは一件の公式の不服が BUND、グリーンピース、Pro Regenwald、及びレインフォレストアクションネットワークにより、2004年4月7日に、SGS Qualifor PT 及びDiamond Rauya に対して提出されている。SGS はこの不服申し立てに対応して、監査訪問を実施し、回答を公表している。 SGS は、SGS の監査者がインドネシアの社会問題に詳しくないという指摘に対応して、監査ミッションに地元の監査者を含めている（SGS の認証担当官の話） 認定時において、申請者によって不服を申し立てる場合は、FSC 認証制度の場合、費用がかからないわけではない。

